

1. 議事日程（第1日目）  
（予算決算常任委員会）

平成28年 9月26日  
午前 9時00分 開会  
於 第1委員会室

1、開 会

2、議 題

- (1) 認定第1号 平成27年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- (2) 認定第2号 平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- (3) 認定第3号 平成27年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- (4) 認定第4号 平成27年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- (5) 認定第5号 平成27年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（15名）

委員長	金 行 哲 昭	副委員長	秋 田 雅 朝
委員	玉 重 輝 吉	委員	玉 井 直 子
委員	久 保 慶 子	委員	下 岡 多美枝
委員	前 重 昌 敬	委員	石 飛 慶 久
委員	児 玉 史 則	委員	大 下 正 幸
委員	先 川 和 幸	委員	熊 高 昌 三
委員	宍 戸 邦 夫	委員	塚 本 近
委員	青 原 敏 治		

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（65名）

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	竹 本 峰 昭
総 務 部 長	杉 安 明 彦	企 画 振 興 部 長	西 岡 保 典
市 民 部 長	小 笠 原 義 和	福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	可 愛 川 實 知 則

消 防 長	久 保 高 憲	会 計 管 理 者	広 瀬 信 之
消 防 署 長	益 田 輝 喜	総 務 課 長	土 井 実 貴 男
危 機 管 理 課 長	青 山 勝 勝	財 産 管 理 課 長	山 中 章
財 政 課 長	河 本 圭 司	政 策 企 画 課 長	猪 掛 公 詩
政 策 企 画 課 特 命 担 当 課 長	宮 本 智 雄	総 合 窓 口 課 長	高 松 正 之
税 務 課 長	大 田 雄 司	環 境 生 活 課 長	横 田 清 次
人 権 多 文 化 共 生 推 進 課 長	八 島 芳 樹	社 会 福 祉 課 長	佐々木 幸 浩
子 育 て 支 援 課 長	村 田 栄 二	高 齢 者 福 祉 課 長	中 野 浩 明
保 健 医 療 課 長	稲 垣 明 美	消 防 総 務 課 長	近 藤 修 二
消 防 課 長	福 井 正	予 防 課 長	吉 川 真 治
消 防 署 北 部 分 駐 所 長	谷 口 修 二	行 政 委 員 会 総 合 事 務 局 長	柿 林 浩 次
警 防 課 第 2 小 隊 長	浮 田 雄 治	総 務 課 課 長 補 佐	新 谷 洋 子
財 産 管 理 課 課 長 補 佐	内 藤 道 也	子 育 て 支 援 課 課 長 補 佐 兼 児 童 福 祉 係 長	久 城 祐 二
高 齢 者 福 祉 課 課 長 補 佐	和 田 篤 志	保 健 医 療 課 課 長 補 佐 兼 医 療 保 険 係 長	岩 見 達 也
消 防 総 務 課 課 長 補 佐	小 笠 原 晃 之	消 防 課 課 長 補 佐	下 津 江 健 行
警 防 課 課 長 補 佐	田 中 真 二 郎	行 政 委 員 会 総 合 事 務 局 事 務 局 長 補 佐	竹 本 繁 一
総 務 課 秘 書 行 政 係 長	藤 井 伸 樹	総 務 課 職 員 係 長	船 津 晃 正 広
総 務 課 電 算 管 理 係 長	竹 本 伸 治	危 機 管 理 課 生 活 安 全 ・ 消 防 防 災 係 長	神 田 正 晴
財 産 管 理 課 管 理 ・ 営 繕 係 長	竹 添 正 弘	財 政 課 財 政 係 長	高 下 正 満 朗
財 政 課 経 営 管 理 係 長	津 賀 山 泰 佑	政 策 企 画 課 企 画 調 整 係 長	佐々木 正 士
政 策 企 画 課 ま ち づ くり 支 援 係 長	山 根 孝 浩	政 策 企 画 課 広 報 ・ ICT 係 長	久 光 伸 子
会 計 課 出 納 係 長	見 代 裕 樹	総 合 窓 口 課 窓 口 係 長	栗 森 隆 浩
税 務 課 市 民 税 係 長	末 島 浩 司	税 務 課 資 産 税 係 長	平 川 一 樹
税 務 課 収 納 係 長	益 原 秀 文	環 境 生 活 課 環 境 生 活 係 長	井 木 恭 子
人 権 多 文 化 共 生 推 進 課 人 権 多 文 化 共 生 推 進 係 長	倉 田 英 治	社 会 福 祉 課 社 会 福 祉 係 長	久 城 恭 智 視
社 会 福 祉 課 生 活 福 祉 係 長	国 司 秀 信	社 会 福 祉 課 障 害 者 福 祉 係 長	北 森 綾 子
高 齢 者 福 祉 課 介 護 保 険 係 長	井 上 和 志	高 齢 者 福 祉 課 高 齢 者 相 談 支 援 係 長	田 村 祐 二
保 健 医 療 課 健 康 推 進 係 長	近 末 訓	消 防 課 通 信 指 令 係 長	小 笠 原 祐 飛
予 防 課 予 防 係 長	湯 野 貴 司	予 防 課 指 導 係 長	逸 見 飛 鳥
保 健 医 療 課 医 療 保 険 係 専 門 員	藤 本 崇 雄		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（3名）

事 務 局 長	外 輪 勇 三	事 務 局 次 長	森 岡 雅 昭
専 門 員	宗 近 弘 美		

~~~~~○~~~~~

午前 9時00分 開会

○金行委員長

定刻となりました。

ただいまの出席委員は15名でございます。

定足数に達しておりますので、これより第12回予算決算常任委員会を開会いたします。

当委員会における議案の審査は、9月9日に開かれた、平成28年第3回定例会の初日において付託のあった、認定第1号「平成27年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、認定第13号「平成27年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの13件であります。

審査日程は、お手元に配付しておりますとおり、本日と27日の2日間といたします。

本日は、総務部、会計課、行政委員会総合事務局、企画振興部、消防本部・消防署、市民部、福祉保健部の審査を行います。27日は、産業振興部、農業委員会事務局、建設部、公営企業部、教育委員会事務局、議事事務局の審査の後、討論・採決を行いたいと思います。

この際、審査の方法についてお諮りいたします。

審査の方法については、お手元に配付しました「審査予定表」並びに「主要施策の成果に関する説明書」に係る各課の該当ページを記載した「所管別主要施策一覧表」により、部局ごとに審査することとし、担当部長から概要の説明を受け、その後、各課の要点説明を受けて、課ごとに質疑を行います。

会計については、一般会計の審査を行い、特別会計が関係する部局については、一般会計審査後、特別会計を審査することといたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○金行委員長

御異議なしと認め、本委員会の審査は「審査予定表」並びに「所管別主要施策一覧表」に沿って審査することに決定いたしました。

審査に先立ち、浜田市長から挨拶を受けます。

浜田市長。

○浜田市長

おはようございます。

予算決算常任委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、各常任委員会に引き続きまして本委員会への御参集、まことに御苦労さまであります。

本委員会においては、平成27年度の各会計・各事務事業の決算について部局ごとに審査をいただくわけでございますが、皆様からいただいた御意見を今後の施策の推進の参考にさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○金行委員長

これより、審査に入ります。

認定第1号「平成27年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件を議題といたします。

初めに、決算の概要について説明を求めます。

西岡企画振興部長。

○西岡企画振興部長

改めましてよろしくお願いいたします。

それでは、平成27年度の決算の概要につきまして、配付をさせていただいております普通会計財政状況の資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

先ほどのA4横長の財政状況の表でございます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。左側の表からでございます。

平成27年度決算は左端から7列目、太線で囲んでおりますが、歳入総額は198億4,945万円、歳出総額は192億1,355万1,000円で、平成27年度の決算規模は、平成20年度以来、7年ぶりに200億円を切り、平成26年度よりも、おおむね12億円ほど少なくなっております。

歳入総額から歳出総額を差し引きました差引額は6億3,589万9,000円で、そのうち9,673万2,000円は翌年度繰越財源ですので、実質収支は5億3,916万7,000円となります。平成27年度の実質収支から平成26年度の実質収支を引いて得られる単年度収支は、マイナスの7,442万5,000円となります。

財源調整の役割を果たします財政調整基金につきましては、積み立てが1,799万6,000円、取り崩しが5,531万円です。また、将来の経常的経費の負担を軽減する繰上償還につきましては、平成25年、26年度に続いて1億2,510万8,000円行っております。これらを先ほどの単年度収支に加えて得られます実質単年度収支は、1,336万9,000円となります。

右側の表の財政指標につきましては、資料の後半で別途説明をさせていただきますが、主な指標について簡単に申し上げますと、一番上の経常収支比率については92.4と26年度から比べるとやや高くなっております。

また、上から2番目の実質公債費比率につきましては、平成27年度についても引き続き順調に改善をいたしており、12.9%となっております。全般的に合併建設計画に伴う大型建設事業が終了いたし、予算規模は縮小傾向にございます。

財務指標についても大半は改善を続けており、おおむね問題のないレベルにありますが、経常収支比率については普通交付税の合併特例加算の段階的な削減の影響などにより、昨年度より悪化をいたしました。

今後も普通交付税の段階的な削減は続くため、これまで続けている行革のさらなる推進、公共施設の配置適正化、受益者負担の適正化などに取り組む必要があると考えております。

2ページ、3ページをお願いします。

歳入決算についてでございます。

表の左側が平成27年度、その隣が26年度となっております。

歳入の合計は198億4,945万円で、平成26年度と比べて12億8,682万1,000円の減となりました。平成26年度と比べて大きく変動したものを幾つか挙げてまいります。

表の一番下の地方債は、平成26年度と比べ7億9,390万円の減でございます。光ネットワーク整備事業と消防デジタル無線整備事業などの大型事業が平成26年度で終了したことによるものでございます。

表の真ん中あたりの普通交付税は、平成26年度と比べて6億2,733万6,000円の減でございます。

普通交付税の上でございます。地方消費税交付金は、平成26年度と比べて2億5,067万円の増でございます。消費税率は平成26年4月から5%から8%に引き上げられておりますが、地方消費税交付金の算定に当たっては、その影響がおおむね半年程度ずれることによるものでございます。なお、消費税率が5%のときの地方に回る割合は1%、現在のように8%では地方に1.7%となっております。

上から3番目の法人市民税は、平成26年度と比べて6,276万円の減でございます。法人税率の引き下げがなされたことによるものでございます。

以上のように歳入全体の特徴といたしましては、前年度と比べて市単独の建設事業が減ったことによって、地方債が大きく減少したこと。合併から10年が経過し、普通交付税の合併算定替の段階的縮減が2年目を迎え、交付額の減少が進んだということが挙げられます。

3ページのグラフをごらんください。

地方債の占める割合が、平成26年度に比べて大きく減少したことがわかりいただけると思います。

4ページ、5ページをお願いします。

歳出の決算について御説明をいたします。

歳入と同じく、表の左側が平成27年度、その隣が26年度となっております。合計で192億1,355万1,000円で、平成26年度と比べて11億4,107万7,000円の減となりました。平成26年度と比べて大きく変動したものを幾つか挙げてまいります。

表の一番下のあたりですね。普通建設事業のうち、単独事業は平成26年度と比べて7億1,500万5,000円の減です。光ネットワーク整備事業や消防デジタル無線整備事業などが平成26年度で終了したことによるものでございます。

表の上のあたり、公債費は平成26年度と比べて4億8,542万1,000円の減でございます。これまで繰上償還を積極的に進めるなど、起債の償還を順調に進めていることによるものでございます。

表の一番上の人件費は、平成26年度と比べて9,246万円の減です。職員数が減ったことなどによるものでございます。

表の真ん中あたりですが、物件費は平成26年度と比べて8,025万1,000円の増でございます。新たに吉田保育所を指定管理にしたことなどによ

るものでございます。

以上のとおり、歳出全体の特徴としては、前年度と比べて普通建設事業のうち単独事業が大きく減少したことが挙げられます。また、人件費、公債費などの義務的経費についても、縮減の努力が続けられてきたことによって減少が続いております。

5ページのグラフをお願いします。

普通建設事業費と公債費の割合が減少していることがおわかりいただけると思います。

6ページ、7ページをお願いします。

目的別歳出決算につきましては、先ほど御説明いたしました性質別歳出決算を組みかえたものですので、詳細の説明は省略させていただきます。

8ページ、9ページをお願いします。

財政状況をあらわす各指標について御説明をいたします。

8ページ左側のグラフをごらんください。

棒グラフは経常収支比率で、財政状況の弾力性をはかる指標となります。市税、普通交付税などの本市が毎年経常的に得る収入のうち、人件費や公債費などのように毎年経常的に発生する経費がどのくらいを占めるかというパーセンテージでございます。一般的には90%を超えると弾力性を欠いているという評価になりますが、本市においては92.4%という数値で平成26年度に続いて90%を超えております。これは、普通交付税の合併特例加算の段階的縮減が始まって、経常的収入が減ったことが大きな要因でございます。

折れ線グラフは実質公債費比率で、公債費が財政の規模に比べて過大になっていないかをはかる資料となっております。本市は、平成19年度から平成21年度まで18%を超えておりましたので、起債の借り入れの許可団体となっておりますが、平成22年度からは外れております。平成27年度は平成26年度よりもさらに改善をいたし、12.9%となりました。

右側のグラフをお願いします。

棒グラフは地方債残高をあらわしております。平成19年度から起債の償還を前倒しして、繰上償還を進めるなどした結果、平成23年度は合併後最も地方債残高が少なくなりましたが、平成24年度、25年度は、光ネットワーク整備事業、葬斎場施設整備事業などの大型事業の実施に伴い、多額の借り入れをしたため、地方債残高がふえました。平成26年度以降は徐々に減少をいたしており、平成27年度は平成24年度、25年度と比べ約28億円の減となっております。

折れ線グラフは、将来負担比率で、地方債残高や債務負担行為など、将来負担する必要がある費用が財政規模に比べて過大になっていないかをはかる資料となります。国が定めた早期改善基準は350%で、本市の平成27年度の数値は95.0%でございます。平成19年度の195.7%以降順調に減少いたしております。

9ページをお願いします。

普通交付税について御説明をさせていただきます。

左側の表が平成27年度、右側の表が平成26年度です。普通交付税は表の一番下、字が小さくて申しわけございませんが、一番下の太字で示した数字の84億8,120万1,000円で、平成26年度と比べ、6億2,733万6,000円の減でございます。

下の折れ線グラフを見ていただきますと、平成26年度から合併特例加算の縮減が始まり、一本算定のグラフのほうへ合併算定替のグラフが近づいていっていることがおわかりいただけると思います。一方で、一本算定のグラフについても、平成26年度から徐々に上のほうへ上がっていることがおわかりいただけると思うのですが、これは本市を含めた全国の8つの市が管理市となって、全国の合併市に呼びかけをいたしまして、国に対する要望活動を行ってきた成果によるものだと考えております。合併団体には当初想定されていなかった特別な需要があると、国が制度の見直しを行ったことで、平成26年度から平成30年度までの5年間で段階的に織り込んでいくことになったものでございます。この2つの折れ線グラフは、平成31年度に一本算定のグラフと一緒になるということになります。

10ページ、11ページをお願いします。

基金の状況についてでございます。

一番上の財政調整基金をごらんください。平成26年度末の残高は28億7,004万2,000円、平成27年度末の残高は28億3,272万8,000円とおおむね同程度の額を確保いたしております。総額では、平成27年度は103億7,926万4,000円となっております。9ページはグラフで残高の推移を示したものでございます。

飛びまして12ページ、13ページをお願いします。

12ページの表は各会計の地方債の残高についてまとめたものでございます。

13ページは地方債別現在高と借入先別現在高でございます。地方債現在高のうち、最も多いものは7番の合併特例債で、全体の42.5%を占めております。次に多いのが16番の臨時財政対策債で、全体の27.8%を占めております。その次に多いのは9番の過疎対策債で、全体の12.0%を占めております。地方債現在高は約305億円と比較的多いのでございますが、合併特例債、過疎債は70%が交付税措置をされ、臨時財政対策債につきましても、100%措置されますので、実質の市の負担額はそこまでは多いわけではございません。しかし、これ以上ふえることがないよう、適切に管理をしていきたいと考えております。

右側の表は、借入先別に分けたものでございます。最も多いのはその他の金融機関で、主には広島北部農協から借りており、全体の41.2%を占めております。次に多いのは財政融資資金などの政府資金で26.9%となっております。

14ページ、15ページをお願いします。

14ページは、普通会計の数値を出すための一般会計、コミュニティ・プラント整備事業特別会計、飲料水供給事業特別会計の数値の純計の方法についてまとめたものでございます。説明については省略をさせていただきます。

15ページは、類似の団体の決算数値の速報値を取りまとめたものでございます。御参考までにごらんをいただきたいと思えます。

16ページ以降につきましては、資料編となっております。

以上で説明を終わります。

続きまして、健全化判断比率及び資金不足比率の御説明をさせていただきます。別冊でA4の縦、平成27年度決算に基づく云々という資料ですね。こちらをごらんください。

平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして御報告をさせていただきます。

報告書の1ページをお願いいたします。

総括表として、普通会計における実質赤字比率、すべての会計を合算した連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標を掲げております。

実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、いずれの会計も実質収支が黒字であることから、赤字の比率は生じておりません。

実質公債費比率は、公債費の元利償還金や公債費に準ずる経費を市の標準財政規模を基本とした額で除した比率で、公債費が財政規模に対して過大になっていないか確認をする数値でございますが、前年度と比べ0.8%減少の12.9%となり、平成24年度以降順調に改善をいたしております。

次に、将来負担比率でございますが、これは地方債残高や職員の退職手当に係る費用、設立法人の負債額等にはかる将来負担見込み額など、将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額を把握いたしまして、負債の償還にあてることのできる基金等を控除した上、市の標準財政規模を基本とした額で除した比率でございます。本市の将来負担比率は、前年度と比べ、14.1%減少の95.0%となり、これもこの指標を算出し始めた平成19年度以降一貫して下がり続けております。

2ページをお願いします。

2ページからはそれぞれの指標の算定内容を記載しております。

まず、実質赤字比率でございますが、一般会計等の実質収支額は5億3,916万7,000円の黒字であります。したがって、実質赤字比率は生じておりません。

3ページの連結実質赤字比率につきましても、一般会計等9の特別会計を合算した実質収支、資金収支が黒字であることから、赤字比率は生じておりません。

4ページをお願いします。



実質公債費比率でございますが、この指標は単年度ごとに算出いたしました数値を3カ年の平均であらわすこととなっております。中段の片仮名オに単年度の指標を掲げておりますが、平成27年度が12.1%、平成26年度が13.4%、平成25年度が13.6%となっております。平成27年度においては、地方債の償還が順調に進んでいることに伴いまして、元利償還金の額が減少し、数値は改善をいたしております。

5ページをお願いします。

5ページは将来負担比率の算出でございます。アからクにつきましては、平成27年度末の地方債残高などの将来的に負担することになっている負債の額でございます。ケ、コ及びサにつきましては、上記将来負担額にかかる充当可能財源等で財政調整基金などの基金や地方債の元金償還として交付税措置される額などがございます。将来負担比率の算定方法は、下段のとおりで、平成27年度決算に基づく比率が95.0%となるものでございます。

6ページをお願いします。

平成27年度決算に基づく資金不足比率の報告でございます。これにつきましては、一般会計等の実質収支に当たる公営企業の資金不足について、事業規模いわゆる営業収益に対する比率でございます。総括表に掲げておりますように、各企業会計の資金不足比率は、いずれも実質収支が黒字であり、資金不足は生じておりませんので、比率として計上されません。なお、比率が20%を超える場合は、経営の健全化を求める基準となります。

7ページは、法適用の水道事業会計にはかる資金不足額等を記載しております。現金・預金・未収金等の流動資産3億2,249万8,000円が未払い費用などの流動負債5,531万7,000円を上回っており、2億6,718万1,000円の資金剰余額となっております。

8ページをお願いいたします。

8ページには、法非適用の公共下水道事業特別会計をはじめ、あわせて5特別会計の資金不足額等を記載しております。

平成27年度決算における各会計の実質収支は、いずれも黒字であり、資金不足額はございません。

なお、公営企業会計の運営におきましては、本来独立採算が原則でございますが、現在これらの公営企業会計においては使用料収入等の収益ですべての費用を賄うことができないため、収支不足額は一般会計から繰り出し、補填を行っております。一般会計の将来的な財政状況をかんがみますと、現状のような繰り出しを引き続きできるかは不透明でございますので、使用料等の見直しのもとに企業会計の健全かつ安定的な運営に努める必要がございます。

以上、財政健全化法に伴う健全化判断比率等の報告をさせていただきましたが、実質公債費比率、将来負担比率のいずれも早期健全化基準を下回っており、指標も改善されたとはいえ、決して良好な数値とはいえ

ない状況でございます。今後もより一層財政健全化を目指し、財源確保と徹底した経費の削減をはかり、より効率的、効果的な行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

長くなりましたが、以上で終わります。

○金行委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

先ほどの概要説明について、質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 経常収支比率の御説明いただいたんですが、経常収支比率が91.3、92.4とどっちかいうと悪化傾向になつとるわけですね。これいわゆる財政の硬直化っていうか、そういうことが進んでおるんだらうと思うんですが、その合併特例加算の縮減が原因だというようなお話だったんですが、これもとからわかつとるようなことであって、そこのところの分析をこの悪化してる分析っていうのをもう少し具体的にどのように見られてるか、少し説明していただきたいと思います。

○金行委員長 河本財政課長。

○河本財政課長 経常収支比率の関係でございます。説明の中にもありましたように、今また議員さんのほうからも御指摘ありましたように、普通交付税の関係の減額というところが大きいところではございます。また、支出のほうから言いますと、やはり経常的な支出、特に公共施設のリースとかそういうものに係る経費もふえてきております。本来、合併特例加算、10年間で合併した後に特例の加算部分があるという部分で、安芸高田市でいえば6町が高田郡合併しまして、6町が1つになりますと職員数がふえるので人件費の支出が大変でしょう。あるいは6町が1つになるので、公共施設がふえてそれに係る維持管理経費が大変。そしたら、10年間は特例加算でもってその部分は特別に措置しますけども、10年たったら5年間をかけて元に戻しますよというルールで、今突然わかったことではなくて、合併当初にこういった状況は想定できた部分でございます。

そういった中で、我々職員は何をしなければいけなかったかということ、職員の数を適正化ということで、数を減らしていく。あるいは、先ほど言いました公共施設、数がふえた中で、この辺の配置の適正化であったり、使用料の見直しであったり、そういったものを維持していくためのことをこの10年間でやってこなければならなかったんだらうというふうに思うんですけれども。ただ、職員の部分につきましては、御存じのように計画を立てて、順調に減ってきておりますけれども、特に公共施設の部分につきましては、なかなか地域性もありますし、これまでの歴史もありますし、ただ単に利用が少ないからなくしていくよということにもなかなかならない部分がございます。なかなかこの10年間できれいに整理できなかったという部分もあろうかと思えます。そういった中で、今後行革の中でも挙げておりますし、昨年度説明をさせていただきましたけども、公共施設の配置適正化、また公共施設の利用料の見直しであ

ったり、というところを少し力を入れてやっていかなければならないかなというふうに考えております。

以上です。

○金行委員長

児玉委員。

○児玉委員

今御説明あったように、行革の効果っていうのがここらあたりに出てくるんだろうと思うんですね。その経常収支比率が行革のほうは効果が出たという御説明がよくあるんですが、実際には経常収支比率が悪化している。この見方がよくわからないんですが、行革の対象がすべてこの経常収支比率に影響があるかというところではないんだろうと思うんですけども。このあたりがやはり大きな課題だという認識は持たれていると考えてよろしいですか。

○金行委員長

河本財政課長。

○河本財政課長

言われますように、行革もこれまで努力によって効果額を上げてきておりますけども、実際にこの経常収支比率の数字に関しますと、なかなか下がりが切れてないというところで。特に第3次の行革に入っておりますけども、この期間におきましては、先ほども申しましたように、公共施設の関係、あるいはインフラの上下水道の使用料等も含めまして、そういったところを足並みそろえて、これから改善に向けて努力していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより、総務部の審査を行います。

概要の説明を求めます。

杉安総務部長。

○杉安総務部長

おはようございます。

それでは、総務部に係ります、平成27年度の決算の概要について御説明を申し上げます。

最初に、各会計の費目に関係しておりますので、職員人件費の状況について総括的に御説明を申し上げます。

資料につきましては、先ほど企画振興部長が説明に用いましたA4横の平成27年度普通会計財政状況という別冊資料で、A4横のものです。先ほど企画振興部長のほうから説明をしていますが、このうち4ページをお開きをいただきたいと思っております。

普通会計性質別歳出決算の状況のうち、義務的経費の人件費では、先ほども企画振興部長が総括説明の中で申しあげましたように、9,246万円の減少となっておりますが、そのうち職員給に係るものは、2,619万9,000円の減でございます。職員定員適正化計画を進める中で、普通会計の決算では、職員5名の減が主な要因でございます。

ちなみに、平成26年度、昨年度の数値で申し上げますと、職員14名の

減で職員給約8,200万円の減でございました。

引き続き、先ほど来説明があります経常収支比率と財政状況並びにまた人口の状況等も考慮しながら職員定員適正化計画の推進に努めていきたいと考えております。

次に、総務部における歳出で総括的に申し上げます。

総務課では、電算管理の部分でセキュリティ対策の経費やシステムの更新などの経費で増となっている状況がございます。また、平成27年度からマイナンバーカードの交付事業が新たにそのほかの事務事業に加わっております。

次に、危機管理課では、各事務事業においてそれぞれ増減はございますが、例えば消防団の車両の更新や、また防火水槽の新設など、主な事業につきましては計画どおりに対応をする中での増減となっております。また、災害対策では自主避難の取り組みを勧めておりますことから、これらに係ります経費では、避難場所の設営のための人件費は若干増となっておりますが、今年度も含めこの取り組みは継続することといたします。

最後に、財産管理課では、車両管理や庁舎管理、用途管理など、内部管理の部分で各費目、削減に努めたところでございますが、先ほども財政課長が申しあげましたように、平成26年度末に公共施設等総合管理計画を策定いたしましたので、それぞれ個別計画を策定し、着実に計画を推進する必要があると考えております。

総括的には、総務部の説明とさせていただきます、詳細におきましては各課長のほうから資料をもとに説明をさせていただきます。

○金行委員長

続いて総務課の決算について説明を求めます。

土井総務課長。

○土井総務課長

それでは、総務課が所掌いたしております事務事業の平成27年度における決算の概要について説明を申し上げます。

主要施策の成果に関する説明書の9ページをお願いいたします。

広域ネットワーク管理事業でございます。

この事業は、右上の総括欄に記入しておりますとおり、本庁、各支所、小中学校等の主要な公共施設を結ぶ広域ネットワーク網や、情報系のネットワーク及び基幹系のネットワークの維持管理、その他セキュリティ対策などを行う事業でございます。

実施内容欄でございますが、最近特にスパムメールや標的型攻撃メール、またサイバー攻撃などの脅威が高まっているため、昨年度はフィルタリングサービスを利用して、外部からの侵入を防ぐ対策、さらに監視機器による広域ネットワーク網の監視を行うようにすることなど、セキュリティ対策を講じたところでございます。

課題でございますが、国のセキュリティ強化対策に伴うネットワークの強靱化が求められていること。さらにマイナンバー制度導入に伴い、ハード面のみならずソフト面についてもこれまで以上の強化対策が求め

られていることが課題として挙げられます。

次に10ページ、電算システム事業でございます。

右上の総括欄でございますが、電算につきましては現在、住民記録、税、福祉、内部情報、上下水道など72業務を運用中でございまして、法改正に伴う電算システムの改修業務等につきましては、システムのノンカスタマイズによる導入を図ること等により、改修費用等を安価に抑えているところでございます。

昨年度の実施内容につきましては、1点目、基幹系システムをクラウド化したこと。2点目、内部情報系システムについて平成26年度に引き続き、27年度も改修を行い、更新を完了したこと。3点目、マイナンバー制度の導入に伴う基幹系システムの改修を実施したことなどを挙げております。

課題についてでございますが、先ほど広域ネットワーク管理事業の課題でも触れましたように、ネットワークの分離、二要素認証システムの導入、広島県のセキュリティアクラウドへの対応など、国が現在進めておりますセキュリティ対策への対応が求められているというところでございます。

次に11ページ、マイナンバーカード交付事業でございます。

この事業につきましては、平成27年度より新たに始まった事業でございまして、昨年度は主に右上の総括欄の下から3行目でございまして、10月から始まった通知カードの交付事務、1月から始まりました個人番号カードの交付事務等について、制度内容も含めて市民の皆様方へ啓発を行ったところでございます。

実施内容につきましては、その都度議会のほうへも報告をさせていただいておりますので、件数と数字的などところはごらんいただければというふうに思います。

成果と課題でございますが、引き続き通知カードの未交付分、並びに個人番号カードの適切な交付事務に努めてまいります。さらに、制度内容のさらなる周知と市独自の利活用につきましても他市の事例等を参考に今後調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

次に12ページ、人事管理事業でございます。

人事管理事業は、職員の資質向上を目的とする人材育成事業、職員採用や人事評価制度の構築を行う職員、人事管理事業、職員の健康管理などを行う職員福利厚生衛生管理事業、並びに適正な給与管理を行うための職員給与管理事業が主な内容でございます。

職員人事管理事業では、第3次定員適正化計画に基づき、計画的な職員数の管理に努めた結果、成果のところでございますが、計画値394人に対し、376人となり、数値目標以上に18名削減したところでございます。また、本年4月からの人事評価制度の本格導入に当たり、全職員に対し、試行的に人事評価を行ったところでございます。

職員福利厚生衛生管理事業では、職員の健康診断や月1回のカウンセ

ラーによる健康相談を実施したところでございますが、課題にも記載しておりますとおり、複雑多様化する業務を行う中で、心の健康バランスを崩す職員も依然として存在をしていることから、定期的な健康診断の受診の徹底とカウンセリングによる職員のケアに努めていく必要があると考えております。

また、職員の削減と反比例する形で時間外勤務の時間数が増加傾向にあることから、組織のあり方等を含めて職員配置と引き続き職員の人材育成を図っていかなければならないというふうに考えております。

次に13ページ、統計調査事業でございます。

実施内容でございますが、昨年度は5年に1度の国勢調査の年で行いました。また、毎年実施をいたします学校基本調査、本年度実施いたしました経済センサスの調査区設定等の事前準備などを行ったところでございます。

課題についてでございますが、これは毎年のことでございますが、高齢化等に伴う調査員の確保に苦慮しているところでございます。

次に14ページ、総務一般管理事業でございます。

実施内容でございますが、この事業の主なものは、①行政情報提供事業のうち、行政嘱託員による通知広報の事務。②の行政相談事業、③その他のうち臨時福祉給付金事業及び高等学校支援活動補助金交付事業でございます。

成果と課題等でございますが、行政嘱託員による通知広報につきましては、平成27年1月からそれまで月2回だった通知広報の発送を月1回とし、行政嘱託員の負担、及び市の財政負担の軽減に努めたところでございます。行政相談事業のうち、無料弁護士相談につきましては、安芸高田市内に法律事務所がないこと等も鑑みますと、市民生活の安定に資するため今後も継続して行っていく必要があるというふうに考えております。

次に、平成26年4月1日からの消費税引き上げに伴う生活支援策として臨時福祉給付金を給付をいたしました。給付率は市全体で93.5%でした。

次に、高等学校支援活動補助金の交付事業でございますが、この補助金の交付事業は市内の高等学校が優秀な人材の育成、及び特色ある学校づくりを通じた地域教育の充実、発展を図るために行う教育活動に対して、交付をするものでございます。昨年度は吉田高校へ80万円、向原高校へ60万円、交付をしたところでございます。

課題等についてでございますが、この間一般質問等もいただいておりますが、人口減少や高齢化等により、行政嘱託員の選任が困難な状況にある地域がふえつつある中で、行政情報の提供をどのような形で行っていくのか、といった問題について、今後地域包括等、高齢者福祉対策との関係を考慮に入れつつ、早急に検討を行っていくこととしております。

最後に15ページ、法制執務事業でございます。実施内容につきましては、情報公開、個人情報保護に関する事務と市例規集の管理、及び顧問

弁護士の委託事業が主なものとなります。

情報公開・個人情報に関する公開請求につきましては、情報公開に関するものが47件、個人情報に関するものが4件ございます。課題でございますが、改正行政不服審査法に対する職員研修を行うことや、マニュアルの整備等が急務になっております。

また、マイナンバー制度の導入に伴い、引き続き市独自利用の検討も行っていかなければならないというふうに考えています。

以上で、総務課が所掌いたします事業に係る平成27年度決算の概要説明を終了いたします。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

久保委員。

○久保委員

14ページの、行政嘱託員の関係なんですけど、いろいろまあ御苦労なされて、2回から1回というふうに転換をされたことにより、時期がなかなか発送の文章で通知をしたりする時期のずれがあって、それが使えなくて徹底ができなかったりとか、というようなことを幾分か私のほうでもお聞きをしている例がございますが、執行部におかれましてはそういった苦情についてはお聞きになっておられますか。

○金行委員長

土井総務課長。

○土井総務課長

以前、通知広報月2回ということが先ほども言いましたように、平成27年の1月から月1回に変更をさせて、現在実施をさせていただいております。月2回の発行が1回になったと、いう変更の時期に当たっては、嘱託員の皆様方にも当然事前に周知もさせていただいておりますし、職員側も2回が1回になるよということで、早目、早目の周知に心がけてくださいということで周知をして、ある意味そういったことを念頭に各課のほうで情報の提供をさせていただいておるんだろうというふうに思います。

具体的に職員側のほうへ市民の皆様方から2回が1回になったこと等によって、いわゆる苦情といたしますか、というのは現在のところ聞いておりません。

○金行委員長

よろしいですか。

久保委員。

○久保委員

担当課のほうには、声が入ってないということですが、そのかわりになるものとしてお太助フォンの活用というのがされていることは承知をしておりますが、お太助フォンを見てくださいということは、もちろん言われなきゃいけないし、そういう手法をとってるんですから当たり前なんですけど、ただ受け取るほうの側の問題もあるかもしれませんが、そこをやってるからっていう切ったような言い方じゃなくて、それが必ずしも見れるような状況にあるばかりでもないって、やっぱり市民への温かい対応の仕方というのは心がけていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

○金行委員長

土井総務課長。

○土井総務課長 直接担当のほうへ声がないということでございますが、委員御指摘のように市民の皆様方に市の行政の情報をどのような形で提供をしていくのかといった問題は、嘱託員制度の制度の維持、またはこれにかわる、何かいい方法がないかということで現在検討もしておりますが、そのあたりと合わせて行政情報を適切に、またはタイミングよく提供していくという提供の方法等も含めて、今後制度のあり方については総合的に検討していきたいというふうに考えております。

十分、委員さんの御意見は尊重させていただきたいと思っております。

○金行委員長 ほかに、質疑ございますか。

前重委員。

○前重委員 14ページの無料弁護士相談の関係なんですけど、この辺はどうなんですか。今の時間が30分の中での話では解決をされとると思うんですが、この方々に対してのアンケートとか、こういうことをぜひやっていただいとることは市民からも結構声が上がってきております。無料ということがありますので、30分でどうなのかいうのもあるかと思うんですけど、その辺の方向性といったものは、時間的なものをもっと延ばすとか、そういう協議、アンケートも含めて、その辺の対策とかいうものは何かされたような状況ですか。

○金行委員長 土井総務課長。

○土井総務課長 先ほども少し触れさせていただいたように、この無料の弁護士相談は平成26年度までは社会福祉協議会へ委託事業ということで、特に社協の委託事業は高齢者の方々を対象にということで、それまでは実施をしておりました事業を、26年度より高齢者のみならず、広く日常的生活の中で困っておられるいろんな法的な問題を相談ができる場所の提供ということで、無料の弁護士相談という形にかえさせていただいて、26、27と2年間やらせていただいた事業でございます。

先ほど、委員御指摘のように1件30分程度という相談時間でございますが、相談の中身を見てみますと、やはり相続の問題であったり、土地に関する相談であったり、または金銭のトラブルに関する相談といったような内容で、市民の皆様方が日常的に生活をする中で起こり得るような相談内容が多数を占めているということで、アンケートもとらせていただいておりますが、多くの皆様方には大変評価をいただいております。問題の解決につながったであるとか、またはその解決の糸口、またはヒントを相談をして得たよというふうなおおむね好評価をいただいております。

アンケートの結果、ちょっと私も詳細分析もしていませんが、時間的なことも恐らくアンケートの中に要望等もあろうと思っておりますので、少しアンケートの中身を分析をしながら、2年同じような方法で続けてきてはおりますが、このまま来年度同じような形でやるのか。もしくは少しアンケートの要望等を踏まえて、少し手を加えなければならないようなことがあれば、改善をしていくというふうなことで、来年度へ向けて



少し検討してみたいなというふうに考えております。

○金行委員長 前重委員。

○前重委員 そういふ方向であれば、いい方向性が出てくると思うんですね。いうんが、私らも地域に出てお話を聞く中では、やっていただくこと自体喜んでおられるのが大半の声を聞きます。これは表に出ない声なんで、なかなか市のほうも評価をされることが難しいと思うんですね。やはり30分といたしますと、なかなか訴える側、相談する側のほうが話をすればそれで終わっちゃうような状況、事前にそういう内容がわかっておればいいんでしょうけど、なかなかこれ複雑多岐な形になると思いますので、その辺は時間的な問題も含めて、今後開設の関係もあるかと思ひます。

御承知のように無料の相談ということなので、極力こちらで受けていただくというのは、もうそのサービスの形には越したことはないと思うんですが、長くなるとやはり出ていかないといけない。今どんどん高齢化しておりますよね。だから、出ていこうにもなかなか行く機会がないということになれば、時間的な関係がどうなのか、そうしたところしっかりとアンケートの中で確認をしていただきながら、よい方向に行くような形で28年度へ向けて検討していただきたいと思ひます。

あと、その弁護士へつなげる形もやはり中身、いろいろな弁護士の専門の方々がおられますので、そういう方向性でつなげていただけるような形、いろんな相続の問題とか土地の問題、そういう離婚の問題とかあろうかと思ひます。弁護士さんがすべてそれをオールラウンドというわけにはいかないと思ひますので、そうしたところをしっかりと認識いただいて検討いただければと思ひます。

この分につきましては終わります。

2点目として、同じように今ありがたいことに高校生らのために、本当わずかな金額を削っていただきまして提供いただいております。校長先生のほうからも評価をいただいとるんですが、こうした今高校側へ補助金を助成として出していただいております、その効果ですよね。なかなか出にくいと思ひますが、そういう報告を受けておられますか。

大体今の高校であればそういうサテライトで塾とかやられて、じゃあ国立に今まで行っていなかったんが国立の大学に通ったとかですね。そういう方向の報告とか、そういうものが受けておられるかどうか。まず1点、向原高校も含めてそういう形が出てきているか、お伺いしたいと思ひます。

○金行委員長 土井総務課長。

○土井総務課長 27年度に初めて交付をいたしました市内の2校、吉田高校、向原高校への教育活動に対する支援の補助金の件でございます。

実は、実績報告を受けた後に、各学校へ出向き、報告書の内容をもとに、内容の詳細の聞き取り調査、調査というと大げさなんですが、聞き取りをさせていただきました。

向原高校につきましては、いわゆるICT機器を購入されておるとい

うことで、通常であれば電子黒板という形のものを購入されて、というのが普通一般的なんだろうと思うんですが、電子黒板だと単価が高いので、電子黒板ではなくて、いわゆるホワイトボードにプロジェクターで映すという形なんです。これが電子黒板と同じような機能があるプロジェクターということで、非常に黒板に実際に板書をしながら、先生が一方でこのプロジェクターを活用して英語の授業をやっていらっしゃる場所を実際に拝見をいたしました。

それから吉田高校につきましては、河合塾のサテライト講座ということで、これはいってみれば河合塾の講師の方がいろんな単元のDVD、教壇で教えられているところをビデオに撮ったものを購入をして学校でだれもが、だれもがというか、受講者が見れるというふうな内容のものでございまして。吉田高校につきましては、昨年度は英語の単元を購入されて受講いただいたというふうなことでございます。

いずれにしても、昨年度初めての事業でございまして、向原高校も吉田高校も3年生ではなくて、2年生が中心になって受講したということでございまして、ことしも引き続き予算化をしておりますし、補助金の交付をいたしますので、昨年度2年生が今年度3年生になって引き続き受講するというふうな状況でございますから。私も聞き取りをしながら、最終的な効果のところも聞いたんですが、実際には大学受験というのはその受講者、今からでございますので、なかなか大学受験での効果というものはまだ出てないというふうな状況でございます。ただ、サテライト講座の受講生にしてみれば、放課後決まった時間にそこに行って受講するというふうなことで、日常的に学習をするくせが身につくというふうなことであつたり、当然学校の授業を補完する内容のものでございまして、学校の生の先生から教えていただく授業を補完をしてさらに自学をしていくと、いうことでございますので、模試の成績あたりも少し上がっているというふうなことは聞かせていただきましたが、まあ大学に何名合格してその成果が出たよというふうなところは、まだ現在のところそういった評価にはなっていないというふうなところでございまして、いずれにしても、見に行かせていただいて、十分活用されているというふうなこと、それからその活用の方法も学力向上に寄与しているというふうな認識を私もお話を聞きながらいたしましたので、有効に利活用いただければなというふうにご考えております。

○金行委員長

前重委員。

○前重委員

具体的に御説明いただきましてありがとうございます。

こうして、皆さんに知っていただくということが大事なことなんですよね。というのが、向原高校も今中学校でモデル事業、小中ですね、ICT教育をこれから進めていく中では、中学校でただそこで終わってしまうとだめなんです。高校も続けてそういう仕組みを続けていく。で、また吉田高校であれば、今のサテライト、今言われたように結果が3年先とか、4年先でないと出てこない。ということになると、こうしたとこ

ろにある程度重点を向けて学力のトップレベルを目指そうとする子どもたちを育成しようと思えば、そうしたところにはやはり投資費用は必要不可欠だと思いますので、27年度つけていただいております、これが途切れないようにしっかりと、そういうなかなか見えない、本当わずかなお金の中を苦慮していただいております。しっかりと子どもたちがある程度、大人、18歳はもう選挙権もなつてまいりますので、一つそういう検討も含めて、5年先、10年先を見据えたそういう流れを築いていただきたいと思っております。

終わります。

○金行委員長

杉安総務部長。

○杉安総務部長

前重委員が最初、一番冒頭に申し上げられた厳しい財政状況の中で、こういった予算を大変ありがたいと思っているというお言葉でありましたように、やはり全体的には補助金をどうしていくのかというのは、この高校への補助金を含めて全体で考えていく必要があると思います。十分必要性は認識しながら、先ほどおっしゃられた、小中高と続くような学習の継続的な学習ができるということを考えれば、十分その認識はしておりますので。

ただ、全体も含めて、補助金のあり方等もよくよく検討しながらということ、ほかの補助金と同じであろうというふうに思っております。

以上です。

○金行委員長

ほかに、質疑ありますか。

[質疑なし]

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって総務課に係る質疑を終了いたします。ここで、10時25分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時11分 休憩

午前10時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長

休憩を閉じて、再開をいたします。

次に、危機管理課の決算について説明を求めます。

青山危機管理課長。

○青山危機管理課長

それでは、危機管理課が所掌します事務事業の決算の概要について、御説明を申し上げます。

説明書の引き続いて16ページのほうをお願いいたします。

最初に消防施設管理事業でございます。

消防団活動に必要な施設、設備、資機材の計画的な更新及び維持管理、消防水利施設の維持管理などを行うものでございます。実施内容としましては、消防団車両の更新として吉田方面隊第1分団、第5分団、第7分団、計3台の小型動力ポンプ付積載車の購入や、消防団詰所39棟・車両58台の維持修繕、電気代、燃料などの支払いと、民有地に存在する古い防火水槽、八千代、向原の2基の解体などがございます。

成果と課題でございますが、老朽化した消防団車両の更新は定期的に行っております。しかしながら車両の老朽化に伴い、維持費の増加が懸念をされることでございます。

17ページをお願いします。

消防施設整備事業でございます。

これは、消防水利及び消防団施設整備に要する事業でございます。主には、防火水槽・消火栓の設置、消防団詰所の整備を行うものでございます。

実施内容としましては、防火水槽設置事業としまして、甲田町・向原町において、それぞれ防火水槽の設置、消防団詰所の水洗化事業としまして、八千代・甲田の2カ所の分団詰所、計3カ所の水洗化の整備、また、元J A川根支所の解体を行いました。消火栓の新設を1カ所、排水管の更新に伴い、4カ所の消火栓を更新しております。

成果と課題につきましては、防火水槽及び消火栓を設置することにより、地域の消防水利の確保を図りましたが、防火水槽の設置要望が10数件あります。計画的な整備が必要となります。

18ページをお開きください。

非常備消防事業でございます。

これは、消防団員の報酬、訓練、出動、防火啓発活動に対する費用弁償などでございます。

実施内容としましては、消防団員の報酬、費用弁償、退職報償金が主な支出でございます。出動・訓練などにつきましては、水火災出動など23回、延べ1,275名が出動しております。

その他、訓練・研修・広報・啓発などの活動を行っています。

成果と課題につきましては、女性分団の設立準備が整い、今年度から11名の女性消防団員が活動を開始しておりますが、消防団全体としましては、定員数に満たない状況であり、団員の確保は課題でございます。

19ページの災害救助事業につきましては、災害救助法に基づいた災害が発生しておりませんので、支出はありません。

続いて、20ページをお願いします。

災害対策事業でございます。

これは、防災・減災のためのソフト的事業でございます。

主な実施内容としましては、自主防災活動への補助として、延べ25団体に補助しております。また、広島市消防・広島県防災ヘリコプターの運営負担金、備蓄物資の更新、職員の警戒体制配備時の時間外などの人件費が主な支出でございます。

成果と課題につきましては、自主防災組織などで防災講話などの啓発活動を行うことにより、市民の防災・減災の意識向上を図ることができましたが、自主防災組織の設立数がふえてない状況にあります。引き続き、設立促進に向けて取り組みを行う必要があります。

21ページにつきましては、防災施設管理事業でございます。

これは、移動系防災行政無線などの維持管理に要する事業でございます。

主な実施内容としましては、防災行政無線免許の更新手数料や、地震情報システムなどの回線の通信料でございます。

成果と課題につきましては、無線機などの維持管理を適切に行っておりますが、サイレンの鉄塔が老朽化したまま残っており、将来的には解体撤去する必要があります。

引き続き22ページをお願いします。

交通安全推進事業でございます。

これは、安芸高田警察署・安芸高田市交通安全推進隊などの関係団体と連携し、交通安全施策を推進する事業で交通死亡事故ゼロを目指して取り組みを進めてまいりましたが、去年は4件の死亡事故が発生しております。

実施内容としましては、高齢者運転免許証自主返納支援事業により、53人の方に自主返納を促しました。また、交通安全テント村など各種交通安全推進行事の啓発や、交通安全推進隊への活動補助を行いました。

成果と課題につきましては、交通死亡事故は4件でしたが、交通事故件数につきましては平成26年117件で、平成27年95件で、マイナス22件と減少をしております。しかしながら、高齢者が加害者となる自動車事故が増加している中、今後も運転免許自主返納をさらに推進する必要があります。

続いて23ページをお願いいたします。

交通安全施設整備事業でございます。

これは、主に交通安全対策のハード事業でございます。

実施内容としましては、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設設置や、既存施設の維持・修繕を行いました。

成果と課題につきましては、交通安全施設の設置・修繕を行ったことで、交通事故の軽減を図ることはできましたが、既設の交通安全施設の劣化が目立ってきており、修繕の増加が見込まれ、すべての設置要望に応えるのが難しい状況にあります。

続きまして、24ページをお願いいたします。

防犯推進事業でございます。

これは、市民の安全・安心な暮らしを守るため、パトロール・見守り・防犯活動が主な事業でございます。

実施内容としましては、安全安心パトロール員2名によるパトロール、及び老人クラブなどへの防犯講話などを通じた防犯啓発活動や、青少年健全育成スポーツ大会など、防犯連合会が主体となった活動が主なものでございます。

成果と課題につきましては、安全安心パトロール、青色防犯パトロール、防犯講話などの実施により、犯罪抑止、防犯啓発を行うことができました。また、去年は、安全安心フェスタを安芸高田市警察署、消防本

部の合同で開催し、市民に対しての活動もできました。

課題としましては、広報活動については、特殊詐欺など時期を失すると効果が半減するため、警察との情報交換、情報発信が必要となります。青色防犯パトロールは、高齢者の方が多く、交通事故防止に十分配慮をすることが必要でございます。

続きまして、25ページにつきましては、防犯施設管理事業でございます。

これは、防犯灯の新設補助、屋外監視カメラの設置の維持管理を行うことにより、地域の安全・安心に対する取り組みを行うものでございます。

実施内容としましては、防犯灯設置事業の補助制度の実施を行い、9団体に補助金を交付しました。新たに14基の防犯灯の新設、また屋外監視カメラを高宮町・甲田町に設置をしております。

成果と課題につきましては、防犯灯設置事業補助制度により、地域で安全・安心に対する認識が高まり、事業が効果的に利用されていますが、防犯灯や屋外監視カメラの設置により、刑法の犯罪件数が少なくなるとは考えにくく、先ほど説明しました防犯推進事業にあります防犯の啓発と合わせた取り組みが必要となると考えております。

続きまして26ページをお願いいたします。

最後になりますが、消費者行政推進事業でございます。

これは、消費者相談の解決や消費者被害の未然防止及び被害拡大防止を図るため、消費生活相談員を雇用し、相談体制の確立などを行う事業でございます。

実施内容としましては、65件の消費生活相談や、啓発パンフレットを購入し、成人式や高齢者などに配布をしております。また、広島県からの事務移譲ですが、電気用品安全法などによる立入検査を行いました。

成果と課題につきましては、消費者生活相談窓口も定着しつつあり、みずからの判断で被害を未然に防いだ市民からの情報提供もふえております。消費者生活安全に対する市民の意識向上が図られましたが、課題としましては、相談の中には県・国レベルでの対応が必要なものもあります。適切に対応するため、関係機関との連携を密にしながら相談事業を進めていく必要があると思います。

以上で、危機管理課の説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

石飛委員。

○石飛委員

18ページの非常備消防事業の中のコスト情報の事業費の中のその他の部分なんですけど、消防団活動服とかヘルメット、ホースなど購入代、バス借り上げ料と。当初予算額が561万5,000円、最終予算額が657万5,000円。なのに決算額は当初予算額を下回る金額という、何か原因があったのかなと思うんですが、その原因をお答えいただきたいと思います。

- 金行委員長 青山危機管理課長。
- 青山危機管理課長 これにつきましては、昨年度につきまして女性消防団員の募集を開始したところがございます。そうした中で途中女性消防団の活動服などの購入費用として、思いとしては20名以上の応募を見込んで予算化をしておりましたが、最終的には11名でとどまったことによって、結果的に当初予算の範囲内で終わったものが原因でございます。
- 以上でございます。
- 金行委員長 ほかに質疑ありませんか。
- 塚本委員。
- 塚本委員 24ページ。安全パトロールのことなんですけれども、現在車両は2台購入してありますよね。それで今パトロールへ2名体制で1台が動いておるとい状況でございますが、あとの1台の今後の活用についてどのように考えておられるのか、まずお聞きいたします。
- 金行委員長 答弁を求めます。
- 青山危機管理課長。
- 青山危機管理課長 安全・安心パトロールにつきましては、平成27年度は2名体制でございました。ただ、26年度までは4名体制でやっておったところがあります。4名体制ということで、2台でパトロール車については動いていたところではありますが、27年度からは2車を1日交代で両方使うような形で、交互に使っていくという形で運行を進めております。
- できれば、今後もこういう形で進めていきたいというふうに考えております。
- 以上でございます。
- 金行委員長 塚本委員。
- 塚本委員 というと、車両の1台は余分というような形になろうかと思いますが、そこらのところはどのように、車両の維持管理費も当然要るわけですので、別な活用方法を考えていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、それはどうでしょうか。
- 金行委員長 青山課長。
- 青山危機管理課長 これらにつきましても、全体的に安全・安心の防犯ということであれば、あとの1台を安全・安心パトロール車にして、あと1台はその他の安全・安心パトロールという使い方。ちょっとこれについては、今後検討を要しますけれど、検討させていただきたいと思います。
- 以上でございます。
- 金行委員長 塚本委員。
- 塚本委員 ぜひ有効活用を考えていただきたいと思います。
- 終わります。
- 金行委員長 ほかに。
- 玉重委員。
- 玉重委員 22と23ページにまたがるんですが、22ページのほうでは死亡事故。まあ事故件数は減ったということで、まあいいことなんです。死亡事故4

件とかで目標達成は目標管理には適さないとは書いてあるんですが。やっぱり自分としてはゼロで、適さないんじゃない、未達いうのはっきり認識を書いていたいただきたいのが1点と。

23ページですね、まあ結局4件死亡事故があったにもかかわらず、公金を有効に活用したのはわかるんですが、実際4件死亡事故があって、どういう対応を、事故場所、対策を打たれたのか、ちょっとお伺いします。今回対策は次年度になるかもしれんですが、その辺の死亡事故があった箇所に関して、対策する必要性があるかないかお考えをちょっと伺います。

○金行委員長 青山課長。

○青山危機管理課長 昨年、死亡事故4件となっております。これについても、どちらかというと市外の方が多くおられます。そこらあたり結果的には主要地方道広島三次線、または国道54号線、そういう主要幹線での死亡事故が多いという状況があります。これらにつきましては、警察のほうも取り締まり強化というような形で、市のほうも行っていただいているところがあります。そうする中で、死亡事故ゼロになることが、一番いいことですが、今年に入りまして3件の死亡事故が既に発生している状況があります。

そうする中で警察との連携をしながら、またこちらでできることにつきましては、高齢者につきましては、そういう交通安全のいろんな啓発活動行っておりますけれど、そういう形で市内の方が交通事故を起こさないという取り組み、これは行政として取り組みを進めていきます。また、警察の方とも連携をとりながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

○金行委員長 よろしいですか。

玉重委員。

○玉重委員 事故の中には、若い、市外いうのもあるんですが、まあもともとこっちの人だったりとかいうのも入ったと思うんですが、とにかく今後道の駅等も今度国道54号沿線活性化等踏まえて、交通量ふえる見込みも考えられますので、今までとまたちょっと違った視点で、安全対策、死亡事故ゼロは絶対達成するんだというのを、やっぱり危機管理課が警察署等で連携をとる中で、絶対死亡事故は出さないんだという意識を持ってもらって、ここらの取り組みもしっかり予算をつけてやっていただきたいと思っております。

答弁があればお願いします。

○金行委員長 青山課長。

○青山危機管理課長 おっしゃるとおり、行政としてもしっかり啓発をしていきたいと思っております。

○金行委員長 ほかに質疑ありますか。

下岡委員。

○下岡委員 今玉重委員が言われたようなんで同じようなことなんですが。消防署



の前のところの信号なんですけど、54号線からゆめタウンに入る補助的な信号があるんですけど、ゆめタウンのほうから54号線に出るときに補助の信号がないために高齢者が大変回るときに難しく感じると思うんですが、その点についてはどのようにお考えか。またそういう予算はこれからつけられることはないか。お聞きします。

○金行委員長 青山課長。

○青山危機管理課長 今のところの54号線のところの交差点ということでよろしいですか。消防署の前の。

これにつきましては、吉田邑南線と国道54号線。とりわけ吉田邑南線から来ましたら右折の矢印が出て、交差点の一つの距離が長いという状況の中で、そこの中で右折しよう思うても、もう赤になって非常に出にくいとかいうような御意見も聞いてます。ただこれにつきましては、片方、市役所側について右折のレーンがないというところがあるので、両方で右折という状況がもてないところがあって、なかなかこちらから市役所側から出て、直進車が出てくることによって右折できないというところで。

本来であれば市役所側に右折レーンができれば、そこらスムーズに行くこともあろうかと思えますけれど、そこについてはなかなか難しい状況があります。これらにつきましても、安芸高田警察署とも話をしておりますが、なかなかそれについて変えるのは非常に難しいというところで今御回答をいただいている状況があります。

以上でございます。

○金行委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますでしょうか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって危機管理課に係る質疑を終了いたします。

次に、財産管理課の決算について説明を求めます。

山中財産管理課長。

○山中財産管理課長 それでは、財産管理課が所管いたします決算の概要について、御説明をさせていただきます。

主要施策の成果に関する説明書を使って説明させていただきます。

説明書の27ページをごらんいただきたいと思います。

一般車両管理事業でございます。

事業概要は、公用車の維持管理、公用車の総括管理でございます。

下段の左側、実施内容をごらんください。（1）公用車総括管理として、車検・メンテナンス等を実施いたしました。また、老朽化した所有車を廃止し、リース車両を導入いたしました。車両更新に際しては、維持管理コスト削減のため、普通自動車から軽自動車への車種を変更してきたところでございます。（2）廃車車両売却といたしまして、インターネット入札により売却を実施いたしました。

下段右側、成果と課題なんでもございますけれども、成果になります、車両更新時、維持管理コスト削減のため、軽自動車を導入し、軽自動車総車両数に占める割合を69%まで高めたところでございます。また、インターネット入札によりまして、廃車車両を14台売却し、合計340万8,000円の収入を得たところでございます。

課題でございますが、総車両数の削減を進める必要があることと考えております。

続いて、28ページをごらんいただきたいと思います。

公有財産管理事業でございます。

事業概要は、未利用地の売却、貸し付け事務、建物共済保険事務等、市有財産の総括管理でございます。

下段左側、実施内容欄でございます。(1) 公有財産総括管理として、台帳整理等、平成27年度異動財産把握をいたしました。また、未利用地の売却及び貸し付けを実施いたしました。また、安芸高田市公共施設等総合管理計画に基づく施設の個別計画の策定を施設を管理いたしますそれぞれの各部署に要請いたしました。

下段右側、成果と課題欄でございますけれども、まず成果でございますが、未利用地計7カ所の売却、並びに104件の貸し付けを行い、また、太陽光事業に伴う貸し付けを行いました。

課題でございますが、現在の遊休未利用地は売れ残り地等魅力のない土地が大部分でございまして、売却可能財産の見直しが必要であるというふうに考えております。

続いて、29ページをごらんください。

地域活動拠点施設整備事業でございます。

事業内容は、地域住民の拠点施設である基幹集会所の総括管理、並びに地域小規模集会施設整備費補助金に係る事務でございます。

下段左側、実施内容欄でございますが、(1) 基幹集会所管理運営として、指定期間3カ年で指定管理している31施設28団体と、基本協定及び年度別協定を締結したところでございます。また、(2) 地域小規模集会施設整備費補助金の交付を行いました。

下段右側、成果と課題欄でございます。成果でございますけれども、指定管理者制度を導入している基幹集会所31施設について、平成27年度から30年度の再指定をいたしました。また、地域におけるコミュニティー活動の施設整備を支援するため、地域小規模集会施設整備費補助金4件を交付いたしました。

課題でございますが、基幹集会所の約6割が築30年以上老朽化しており、計画的な修繕が課題と考えております。

続いて、30ページをお開きいただきたいと思います。

庁舎管理事業でございます。

事業概要は、本庁舎及び各支所庁舎の維持管理に係る事務でございます。

下段左側、実施内容をごらんください。（１）本庁舎及び各支所庁舎維持管理、並びに（２）維持管理修繕工事を実施いたしました。

下段右側、成果と課題欄でございますけれども、まず成果といたしまして、本庁舎及び支所庁舎を対象とした電力入札実施により、基本料金が下がったことから、3年間で計約1,460万の電気代の削減が見込まれること。また、本庁及びクリスタルアージュのピーク電力抑制に取り組みまして、契約デマンド値を425キロワットアワーから420キロワットアワーへ下げたことにより、年間12万8,000円の減額が図られたというところでございます。

課題ですが、防災拠点施設でございます本庁第一庁舎の一部で耐震性を有していないことが判明いたしましたため、今後において耐震補強工事の必要があること、また各支所の老朽化による維持管理修繕費用の増加等が課題でございます。

続いて、31ページをごらんください。

用度管理事業でございます。

事業概要は、事務用消耗品並びに事務機器の総括管理でございます。

下段左側、実施内容をごらんください。（１）消耗品管理、並びに消耗品を見積入札により一括発注及び一括購入を実施したところでございます。（２）事務機器総括管理、並びに（３）広告掲載寄附封筒の寄附募集及び封筒掲載広告の募集を実施いたしました。

下段右側、成果と課題欄でございますが、成果といたしまして、消耗品は、その都度見積入札を実施することにより消耗品購入額を抑えたこと。それから、事務機器16台を一括入札することにより、リース料、コピー単価等を抑えたこと。それから、広告掲載封筒の募集により封筒印刷コストを削減したこと。窓空き封筒の裏面への広告募集により寄附を得た等でございます。

課題といたしまして、コピー用紙購入費用抑制のために、電子媒体による資料作成によるペーパーレス等を検討しなくてはいけないのかなということが課題でございます。

以上で、財産管理課の説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって財産管理課に係る質疑を終了いたします。

ここで、総務部全体に係る質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって全体の質疑を終了し、総務部の審査を終了いたします。

次に、会計課の決算について審査を行います。

要点の説明を求めます。

広瀬会計管理者。

○広瀬会計管理者 会計課が所管いたします平成27年度の決算概要につきまして、説明書に基づき御説明をいたします。

説明書の168ページをお開きください。

事務事業名は、会計管理事業でございます。

事業費の決算額は196万5,000円で、事務従事職員5名の人件費を合わせた総事業費は4,466万3,000円でございます。

事務事業の実施内容は、現金の出納及び保管、各種伝票審査、決算調整等の出納事務で、支払い期限内に遅滞なく迅速適正に支払い事務を行うため、職員の支払い伝票作成事務能力の向上と、口座振替、伝送による振り込み依頼の拡大を推進いたしております。

成果と課題でございますが、総支払い件数7万427件のうち、FD電子データによる伝送振り込み件数は6万2,314件で、昨年度と比べやや下回っております。また、振り込み不能件数は157件で、前年度を若干上回っておりますが、そのうち債権者、本人死亡による口座凍結以外の理由による口座番号・名義不一致が原因の振り込み不能件数は前年度と比べ20件減少いたしております。

課題といたしましては、支払い伝票の不備による返却率が依然として高いため、職員の事務処理能力の向上が今後の課題となっております。また、事務の効率化、利便性の向上の観点から、市の各施設の電気代、電話料金等の公共料金、現行納付書払いでございます。これらの口座引き落としによる支出の構築が今後の課題となっております。

以上で、会計課に関する事務事業、決算概要の説明を終わります。

○金行委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって会計課の審査を終了いたします。

次に、行政委員会総合事務局の決算について説明を求めます。

柿林行政委員会総合事務局長。

○柿林行政委員会総合事務局長 行政委員会総合事務局に係ります事務事業の決算の概要につきまして、御説明申し上げます。

211ページをお願いいたします。

監査委員事業でございます。

定期監査、決算審査等を実施いたしまして、その結果を報告、公表いたしております。平成27年度は、毎月実施する現金出納検査など、8件の監査を実施いたしました。

成果と課題でございますが、毎年度当初、市長に対し、年間監査実施計画を通知し、その計画どおり実施しておりますが、定期監査において、

実施期間の確保が難しく、実施部局数を増加できていないことが課題となっております。

212ページをお願いいたします。

選挙管理委員会事業でございます。

実施内容は、委員会開催が1回、審議されました議案数62件などとなっております。選挙権年齢の引き下げなど、公職選挙法の改正により、選挙人名簿登録システムの改修が必要となりましたことから、平成28年度に繰り越して実施いたしました改修とあわせ、7月に執行いたしました参議院議員通常選挙から運用をいたしているところでございます。

213ページをお願いいたします。

選挙啓発事業でございます。

選挙啓発事業につきましては、安芸高田市明るい選挙推進協議会が行っていただいております啓発事業に対する補助金が主なものでございます。

主な活動内容といたしまして、吉田中学校2年生による生徒議会、県選挙管理委員会と共催で実施いたしました、甲田・向原中学校3年生への選挙出前講座、市議会事務局と共催いたしました、吉田高校2年生への市議会傍聴並びに選挙出前講座、吉田高校、向原高校2年生、3年生、教職員に対しまして、啓発冊子等の配布を行っております。

課題でございますが、選挙を身近に捉えてもらう活動のため、引き続き啓発活動を実施、継続していくことが重要であります。しかしながら、役員さんを中心に御尽力いただいておりますところではございますが、推進委員さんが徐々に減ってきておりまして、推進委員さんの拡大が課題となっております。

214ページをお願いいたします。

選挙執行事業です。

昨年は、任期満了に伴います広島県議会議員一般選挙、ほか3件の選挙を執行し、また安芸高田市長選挙の準備を行っております。

課題でございます。適正な選挙執行のためには選挙事務従事者の数及び事務遂行能力の確保が必要でございます。しかしながら、経験の少ない職員がふえてきておりますことから、どのような事態にも対応できる選挙執行体制を維持する必要があるため、研修などを行って実務能力を養っていきたいと考えております。

215ページをお願いします。

公平委員会事業です。

公平委員会につきましては、平成27年度該当事案がございませんでした。委員会2回を開催、また研究会に参加しております。

216ページをお願いいたします。

固定資産評価審査委員会事業でございます。

昨年度、審査申し出はなく、委員会を1回開催、研修会に参加しております。

公平委員会・固定資産評価審査委員会に共通する課題として、迅速な審査・判定のため、事例等の研究をして知識の習得に努める必要があると認識しております。

以上で、行政委員会総合事務局に係る決算の概要説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって行政委員会総合事務局に係る質疑を終了いたします。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時01分 休憩

午前11時04分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長

休憩を閉じて、再開いたします。

これより、企画振興部の審査を行います。

概要の説明を求めます。

西岡企画振興部長。

○西岡企画振興部長

それでは、企画振興部の決算の概要について申し上げます。詳細は後ほど各課長より説明をさせていただきます。

冒頭にも申しましたとおり、平成27年度は大型建設事業の終了に伴いまして、前年度と比べ、決算規模は大きく減少いたし、7年ぶりに200億円を下回りました。企画振興部におきましても、光ネットワーク整備事業などの終了によりまして、減少をいたしておるところでございます。

平成27年度は、第2次総合計画の初年度であり、これをもとに「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定や、また広島市との連携中枢都市圏形成に向けた協約の締結を行ったところでございます。

財政の健全化につきましては、一昨年、昨年に引き続きまして、公債費の繰上償還を行うなど、財政指標は改善はいたしておりますが、平成26年度より普通交付税の合併特例加算の削減が始まっており、財政運営は大変厳しい状況となっております。

「第3次行政改革大綱」に掲げております施設の適正配置や、受益者負担の適正化などの推進と、さらなる経常経費の削減を図ることが喫緊の取り組みとして必要であると考えているところでございます。

引き続き、各事業につきまして、各担当課長より説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○金行委員長

続いて、財政課の決算について説明を求めます。

河本財政課長。

○河本財政課長

それでは、財政課が所管いたします事務事業評価シートについて、御説明をいたします。

32ページをお願いいたします。

財政管理事業でございます。

財政管理事業では通常は予算編成、決算、地方交付税の算定、あるいは起債の借り入れ等の事務を行っております。

実施内容につきましては、これら通常行う財政関連業務に加えまして、実施しました事務を2点記述しております。

1点目は公共施設の配置適正化、受益者負担の適正化に関することです。このことにつきましては、昨年度も議会の全員協でも説明をいたしましたが、施設の使用料の減免措置も含めまして、一定の考え方、方向性につきまして、検討、協議を進めてまいったところでございます。

2点目は、新地方公会計制度導入に向けた取り組みについてです。平成28年度決算からスタートするに当たりまして、職員に対する研修を行い準備を進めてまいっております。

成果としましては、公共施設の配置適正化、受益者負担の適正化に向けて関係部署とも協議を重ねまして、共通の認識のもと検討を進めることができました。また、現在ごらんいただいております事務事業評価シートにつきまして、様式の統一化を図りまして見やすいものに改善できたと思っております。

課題につきましては、公共施設の配置適正化、受益者負担の適正化につきまして、今後関係者また市民の皆様の理解を得ていくことが必要であると考えております。

続いて、33ページです。

基金管理事業では、基金の管理事務を行っております。

実施内容欄に記述しておりますとおり、基金を金融機関に預けていることから発生する利子につきまして、3,421万8,000円を基金に積み立てております。また、それぞれの基金設置時のルールによりまして2億9,864万8,000円の元金の積み立てを行っております。さらに、3に記述しておりますように、減債基金を活用して、起債の繰上償還を行い、将来の財政負担の軽減を図ったところです。

この繰上償還につきましては、成果としても記述をしております。

課題につきましては、今後ますます厳しさを増す財政状況の中、計画的・効果的な基金の活用について検討する必要があると考えております。

34ページをお願いいたします。

償還金等管理事業では、起債の元利償還等の事務を行っております。

実施内容の欄ですけれども、義務的経費であります公債費につきましては、成果指標の欄にも記載しておりますように、財政規模に比べて大きくなり過ぎないように実質公債費比率という指数で管理を行っております。また、将来負担を軽減するため繰上償還を実施しております。

成果としましては、標準財政規模が縮小する中でも公債費を抑え、実質公債費比率を前年度比で低下させることができました。また、将来負担を軽減させるため、起債の繰上償還を実施することができました。

課題につきましては、将来負担をさらに軽減するため繰上償還を積極的に実施し、将来の公債費の縮減を図る必要があると考えております。

続きまして35ページでございます。

ふるさと応援寄附推進事業です。いわゆるふるさと納税に関する事務事業でございます。

実施内容ですが、寄附状況につきましては、市ホームページに掲載をいたしました。また大きなイベント等におきまして、パンフレットの配布など啓発に努めております。あわせてふるさと応援寄附拡充を目指して、一括代行業務の外部委託につきまして、調査研究を行ってきたところでございます。

成果としましては、ふるさと納税に対する返戻品の見直し等を行ったこともあり、平成26年度と比較して、寄附件数、金額とも倍近くの増額となっております。

課題につきましては、安芸高田市を応援いただく皆様の寄附手続きのしやすさや、返戻品の充実等について、さらなる努力が必要であると考えております。

続いて36ページをお願いいたします。

行政改革推進事業です。

ここで1点数値の訂正をお願いしたいんですけども、表の右下、活動・成果指標のところの一番下の段、成果指標のところ、申しわけないんですけども、行革実施計画当該年度効果額の達成率のところですけども、計画値を100%、実績値を65.9としておりますけども、104.4%に訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございません。65.9%を104.4%に訂正をお願いいたします。

実施内容につきましては、3点記述しております。

まず、行政改革の推進です。第3次行革大綱及び推進実施計画に基づき、改革を推進をいたしました。特に、実施重点項目につきましては、市長のヒアリングを行い、進捗管理をし、行革推進本部会議においては、進行管理表の見直し、実施計画書の改訂などを行っております。

2点目の行政評価システムの構築・運用につきましては、事務事業評価シートを主要施策の成果に関する説明書として、決算報告に活用し、またホームページでも公表をしております。

3点目は事務移譲の関係です。現在は、移譲可能リストというものによりまして、市が移譲希望をする事務について県と協議した上で移譲を受けることとなっております。

成果ですけども、第3次行革の取り組みにつきましては、27年度が初年度の取り組みとなりました。実施計画に基づきまして、着実に推進することができました。

課題につきましては、第3次行革では、施設の配置適正化や受益者負担の適正化など、より一層の改革を進める必要性を感じております。

最後に、43ページをお願いいたします。



企画調整事業でございます。

平成27年度につきましては、財政課経営管理係が所管しました「まち・ひと・しごと・創生総合戦略」策定に係る部分が含まれておりますので、その部分について説明をいたします。

実施内容欄の（１）地方版総合戦略策定につきましては、学識経験者や各種団体等市民の方にも御参加をいただきまして、総合戦略懇話会を設置し、また庁内組織として推進本部、ワーキンググループ等を設置しまして協議を重ね、人口ビジョンと総合戦略を10月に策定することができました。

成果としましては、総合戦略の策定を新年度予算編成時期までに行うことができ、新年度予算にそういった内容を反映することができたと思っております。

課題につきましては、掲げました目標値達成に向けて、官民連携、また地域間の連携、施策と施策の連携や他の自治体との連携など、有効な取り組みや施策を検討していく必要があるというふうと考えております。

企画調整事業のその他の内容につきましては、後ほど政策企画課のほうから説明がございます。

以上で、財政課の説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

児玉委員。

○児玉委員

32ページなんですけど、外部事業者に今まで当初予算書とか主要施策の成果に係る説明書、これ自前で印刷したということで63万8,000円の当初予算が7万4,000円で済んだということではなかろうかと思うんですが、これ人件費は決算額の中に含まれてるんですか。

○金行委員長

河本課長。

○河本財政課長

人件費につきましては、今の需用費の部分には含まれておりませんが、一番下のところの人件費という欄のところ、全体の中でこういった時間外等人件費含めて掲載をさせていただいております。

○金行委員長

児玉委員。

○児玉委員

そうすると、単純にこれで効果をみとったんですが、実際の効果額っていうのはどれぐらいになるんでしょうか。人件費を含めた形っていう。そういう見方が本来正規の見方じゃないかと思ってるんですが。

○金行委員長

河本課長。

○河本財政課長

効果でございますけども、人件費のほうにつきましては、昨年度と変わっていないというふうに思います。需用費の部分で、外部委託していたものが自前で印刷したというところで効果があったというところでございます。

以上です。

○金行委員長

児玉委員。

○児玉委員

効果の出し方ですね。今までは発注してたから、さほど人件費はかか

ってなかったと思うんですが、自前で印刷するということになる、当然コピー機の前で立って用紙を印刷したりとか、いわゆる人件費のほうは発生してくるんだと思うんですね。今後は、そういう見方で効果の算出をしていただきたい。

それから、もう一つ今の成果のところの一番上で公共施設の配置適正化、受益者負担の適正化に向けて、必要な準備を進めることができたとありますが、これらも予想される効果額はどれぐらいをみてるんかと。いうところの算出も必要になるんじゃないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○金行委員長 河本課長。

○河本財政課長 当然公共施設の配置適正化、あるいは受益者負担の適正化に向けて、これからまたいろいろと作業を進めていかなければなりませんけども。その効果額につきましては、この中には当然記述はできておりません。また、今後そういった具体的な部分でどの程度効果があるのかというところを数値化してお示しできればというふうに思います。

以上です。

○金行委員長 児玉委員。

○児玉委員 27年度の決算報告ですから、ぜひ28年度に向けて、使える形の数値が出てきてると、28年度のまた決算をしっかりと見やすくなると思うんで、この辺はぜひ数値目標、あるいは効果もしっかりと数値で定量的に出せるものは出していただきたいと思いますので、その辺はよろしく願いいたします。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑ありますか。

石飛委員。

○石飛委員 同じく32ページのところですが、成果のほうで公共施設の配置適正化、受益者負担の適正化に向けて必要な準備を進めることができた。課題では、関係者、市民に対する啓発と情報提供を十分に行う必要があると。相反する言葉が両方並べてありますよね。

実施内容としましては、真ん中へんに書いてある現状を整理すべく実態調査を行ったと。行って何ができたかという部分がちょっと説明をいただきたいと思うんですけど。

○金行委員長 河本課長。

○河本財政課長 成果の部分と課題の部分に同じような内容を記載させていただくところですけども、今年の1月の全員協議会の中で説明をしましたときに、公共施設の配置適正化であったり、あるいは受益者負担の適正化であったり、そういったものに向けての基本的な考え方、方向性というものにつきまして、整理をしてきたところです。その中では、施設の利用基準単価等も維持管理にかかるコストからある程度の目安をお示ししております。そういったところで、全体的な方向性、あるいは公共施設によっては、移管をしていくのか。あるいは廃止の方向にもっていくのか、

そういった方向性がある程度施設ごとにはお示しできておったと思います。

しかしながら、それがそのとおりのことではなくて、あくまでも方向性というところでの整理に27年度はとどまっておったというふうに思います。これから、その中、その全員協の中でも御意見をいただきましたけども、こういったことは直接住民の方、あるいは利用者の方に響くものでありますので、地域性もありますし、歴史の背景というものもこれまでの施設についてはありますので、住民の方に対しても丁寧な説明をとということの御指摘も御意見もいただいたところです。

今後は、そういった住民の方に対して、現状と方向性について具体的なところを説明していかなければならない時期になってくるというふうに思っております。そういった意味で、ある程度の方向性が示せたというところで成果というところ、また課題のところにつきましても、今申しましたようにこれからは直接また住民の方、施設の利用者の方に対しての御理解をいただくための説明等に入っていくという部分で、そういったところが課題であるというふうなもので書かせていただいております。

いずれにしましても、今後、実態といいますか、こういった現状であるかということも含めて、住民の方にお示しして、その中でこういうふうな方向性で施設のほうの適正化行っていくんだということの説明をしていかなければならないというふうに認識をしておるところです。

以上です。

○金行委員長

石飛委員。

○石飛委員

今実態調査ということで、しっかり今施設の管理ということですね。行政改革で本当に補助金の見直しとか、職員の適正化とか、本当随分どんどんとやってこられて、効果が出されていらっしゃると。その中でも経常収支比率は、予想通り悪化しているという状況ですよ。本当にこの受益者負担、どのように進めていくかということが大きな課題だと思いますね。

例えば、本市において使用料とか手数料等設置における基本方針みたいなものは定めてらっしゃるんですかね。

○金行委員長

河本課長。

○河本財政課長

全体の使用料等に関する基本方針というところについては、具体的に定めたものはないかもしれませんが、27年度である程度状況を把握する中で現在の使用料と利用率といいますか、そういったものを含めて施設の利用をしていく上での基準的な単価というものを目安を少し計算をしております。そういった施設ごとに、例えば会議室であっても同じ面積であっても、使用料が異なっているという施設もございますので、そうした統一的な目安というものを27年度である程度目安を出したところです。またそれをもとに、28年度になりまして、それぞれ担当課のほうと協議を進めておるといふような状況でございます。

以上です。

○金行委員長

石飛委員。

○石飛委員

わかりました。いろんな自治体によって、いろんな進め方があると思いますが、本市においてもそういったものを基本方針なり定めて、市民の皆さんに御理解いただけるように、推進していただきたいと思います。次の質問にいきたいと思います。

33ページの基金のことなんですが、将来負担比率は随分下がったと。下がったということになると、基金の関係も当然充当された基金があるし。ということで、将来負担比率が下がるということはいいいことなんですが、本市における基金の扱い方が雑にはなっていないか、その辺の答弁を求めます。

○金行委員長

河本課長。

○河本財政課長

基金の管理、また運営の仕方ということだというふうに思うんですけども、現在基金につきましては、ここ掲げておりますところで言いますと、減債基金を活用して繰上償還を行っておるというようなことで、将来負担を軽減できたというふうな記述をさせていただいております。

基金全体のことに関して申しますと、これまでの目的が終わっておるというふうな基金も中にはあるというふうには認識しております。今御指摘がありましたように、基金につきましては、少し内容を組みかえ等も含めて、少し検討しなければいけないという課題意識は我々も持っております。内容を基金の一つ一つの目的、そういったものをまた再度見直して、ある程度目的が終わっているようなものについて、また整理をさせていただいていきたいというふうに考えております。

以上です。

○金行委員長

石飛委員。

○石飛委員

現在の基金もそうですし、総合戦略も一応まとめられ、地域連携ということで、また実施計画等出てくると、その基金の活用というものも必要になってくる時代が目の前にきてると、いう状況だと思います。早目によい方向性へ、基金を目的のある基金の形にさせていただくと。水道事業にばかり、本当にたくさんの事業があります。その中には一般財源を繰り出ししてるものもたくさんある。老朽化してるものもある。そういったものも市民も既に気がついてますので、目的のある基金っていう形で、将来負担比率は本当に下がってるっていう説明ではなく、まだはっきりした形を示していただきたいと思います。これは、要望です。また計画も早目にお示しをしていただければと思います。

答弁があればお願いします。

○金行委員長

河本課長。

○河本財政課長

御指摘のとおり、基金の概要につきましても、早目に計画と検討していきたいというふうに思います。大型の建設事業についてはある程度落ちついたというふうな見方もしております。しかしながら、今御指摘ありましたように、今後また公共施設あるいは上下水道、そういったイン

フラの関係の大規模改修であったり、解体であったりということも新たな支出ということで出てくる可能性も十分にありますし、そういったものもカバーできる形での現在の基金の内容の見直しというところを早急に進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって財政課に係る質疑を終了いたします。次に、政策企画課の決算について説明を求めます。

猪掛政策企画課長。

○猪掛政策企画課長 それでは、政策企画課が所掌します事務事業に係る決算について、御説明をいたします。

主要施策の説明書、37ページをお開きいただきたいと思います。

生活路線確保対策事業でございますが、決算額は1億6,527万6,000円でございます。

当事業では、路線バスのお太助バス、予約乗合型のお太助ワゴン、さらに市町村運営有償運送の組み合わせからなる安芸高田市新公共交通システムの運行を実施をしております。

シート中段左側の平成27年度の実施内容ですが、主なものとして、路線バスの運行業務委託、お太助ワゴンの運行業務委託、市町村運営有償運送の運行業務委託、お太助ワゴン受付センターの運営管理業務の委託等を行っております。

また、赤字乗合バス維持負担金、高校通学便の補助、デマンド交通の予約受付システムの更新を行いました。

続きまして、右側の成果と課題のうち、まず成果ですが、運行事業者の協力によりまして、1年間を通じて新公共交通システムの運行を確保することができました。また、毎年実施しております、利用者アンケートでは、お太助ワゴンは総合的な満足度の項目で満足と回答した人の割合が6割、市町村運営有償運送では9割を占め、一定の評価を得ることができました。

課題といたしましては、お太助ワゴンの運行が定着したこともあり、利用者からはさらなる満足度の向上を求めて、増便や土日祝日の利用を求める声が上がっていること。また、今回初めて全体の利用者数が減少に転じたことが挙げられます。運行事業者の運転手確保の課題も含め、今年、来年で予定しております地域公共交通網形成計画の策定作業の中で、実態を調査し整理する必要があると考えております。

続きまして、40ページをお開きください。

自治振興事業費でございます。決算額は4,422万2,000円です。主には、まちづくり活動への興味や参加の動機とするための市民フォーラムの開催や、地域振興組織に対する補助事業を行いました。

左側の実施内容ですが、市民フォーラムの開催や、市民活動中の事故

を対象にしたまちづくりサポーター保険事業、また、地域振興組織が行う活動並びに特色ある地域づくりを推進するための事業、コミュニティー活動で必要な設備の整備、町単位で実施されている地域イベントに対する助成等の支援を行いました。

成果と課題ですが、市民フォーラムでは若者の意見が聞けたなど、おおむね好評であったものの、参加者をふやす方法の検討が必要となっております。また、地域振興会の活動支援につきましては、まちづくりサポーター保険制度の周知を図るほか、自主防災組織や地域資源の整備、また、その活用策の検討など、それぞれ地域に応じた主体的な活動が展開されており、今後も継続的な支援が必要であると考えております。

続きまして、41ページをお開きください。

まちづくり委員会事業でございます。決算額は106万4,000円で、主には委員報酬を中心とした会議費でございます。

左側の実施内容ですが、市民参画と協働のまちづくりを推進するため、まちづくり委員会設置条例により、地域振興組織代表者30名で組織された委員会を設置しております。

成果と課題ですが、各委員が日々の活動を通じて得られた地域課題等を市民レベルで調査、協議を行い、報告書として取りまとめ、市長へ提言する取り組みを行っております。

報告書でも取り上げておりますが、各地域では高齢化などにより、リーダー的役割を担う人材が不足していることが課題として挙げられます。

続きまして、43ページをお開きください。

企画調整事業でございますが、決算額は750万4,000円でございます。

このうち、先ほど財政課の所掌の部分がございましたが、政策企画課が所掌する事業は実施内容の欄の(2)過疎地域自立促進計画の策定と(3)広島広域都市圏連携協約の締結でございます。

過疎地域自立促進計画につきましては、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする新たな計画を策定しました。

また、広島広域都市圏の取り組みでは、広島市を中心とした24市町が圏域経済の活性化と200万広島都市圏構想の実現に向け、連携協約を締結しました。各市町の共通課題に対する施策の共同実施や、行政資源の相互利用、連携中枢都市である広島市による行政サービスの補完などにより、効率化を図りつつ、圏域内住民の満足度を高める行政サービスの提供体制が整ったということでございます。

今後、市町の連携を強化し、協約に掲げた施策を着実に実施していく必要がございます。

私のほうからは以上です。

引き続き、特命担当課長より説明をさせていただきます。

○金行委員長

宮本政策企画課特命担当課長。

○宮本政策企画課特命担当課長

失礼します。

政策企画課の所管事業のうち、光ネットワーク管理運営事業、地域情

報化推進事業、及び広報広聴事業について御説明いたします。

主要施策の成果説明書38ページをお開きください。

光ネットワーク管理運営事業です。

決算額は1億1,454万1,000円でございます。

この事業は、市内全域に敷設しております光ケーブル施設の保守管理に係るものでございます。

主な事業の内容としましては、光ケーブル施設関連の保守としまして、保守委託料、電柱等への共架料及び電柱の建てかえ等に伴う支障移転費でございます。また、お太助フォンに関しましては、業務委託としまして行政情報告知サービスを行っております。なお、お太助フォンの設置台数は本年の4月1日現在で、9,844台となっております。

課題といたしましては、支障移転工事が年々増加いたしておりますので、その増加に対応した予算措置が必要というふうになっております。

続きまして、39ページをお開きください。

地域情報化推進事業です。

決算額は1,447万8,000円でございます。

主な事業の実施内容は、地域おこし協力隊員1名による地域情報発信事業、定住促進を目的とした安芸高田市定住パンフレット「自由と、暮らす」の作成、光ネットワークの利活用を図るため、公衆無線LAN整備として、認証システム等一式とアクセスポイント6カ所を市内に設置いたしております。なお、Wi-Fi等の設置につきましては、今後は中枢都市圏で取り組むHiroshima Free Wi-Fiを観光施設等へ設置を行っていく予定としております。

課題としましては、光ネットワークを活用する新たなサービスの具体化となっております。

続きまして42ページをお開きください。

広報広聴事業でございます。

決算額は664万3,000円でございます。

これは、広報あきたかたの発行及びホームページの管理、そして市の公式フェイスブックからの情報提供を行っております。

主な事業の実施内容としまして、広報紙の発行、ホームページの保守管理に伴う業務委託、また、まちづくり懇談会を地域振興会と連携し、開催をいたしております。

課題としましては、ホームページからの情報発信が各課対応となっており、更新の対応が課によりまちまちとなっております。そのため、ホームページ内の内容が常に最新になってない等、市民への情報発信のあり方について、検討が課題となっております。

以上で、政策企画課の所管事業に係る説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

石飛委員。

○石 飛 委 員 38ページのお太助フォンのことについてお尋ねしたいと思うんですが、お太助フォンの設置ということで、現在数は、設置数はふえていってますか。どうでしょう。

○金行委員長 宮本課長。

○宮本<sup>政策企画課特命担当課長</sup> 台数については先ほど申し上げましたが、26年と27年度の比較で申し上げますと、お太助フォンに関しましては79台の減少となっております。ただし、光ネットワーク全体の利用というものは、インターネットのみの利用者がふえておりますので、トータルでは微増となっております。以上です。

○金行委員長 よろしいですか。

石飛委員。

○石 飛 委 員 減少ということ、インターネットがふえていると。若者ってインターネットがないと今やっていけないとか、それは携帯電話でも十分なんでしょうけど。ちょっと市民からお話聞いたんですが、既存のお太助フォン、インターネット利用者が安芸高田市内で移動した場合、一度お太助フォンの契約を破棄すると。破棄してすぐ更新するかいうたら、ちょっと考えるよねという更新ができないんだそうですね。1万8,000円という契約解除という、どういうんですかね、クローズするためのお金が発生して、また新たに加入のお金を払わにゃいけないという。クローズしてまた新たに払うのが、ちょっとどうなのっていう市民の意見で、ひょっとしたらそういった減少傾向っていうのがあるんじゃないかと思うんですが、その辺どうでしょう。

○金行委員長 宮本課長。

○宮本<sup>政策企画課特命担当課長</sup> お太助フォンの設置及び移動のことだと思いますが、今御質疑ありました内容につきましては、まずお太助フォンで引っ越しされる場合だと思います。まずは、各家に1軒1軒に1本ずつ光ファイバーを引き込んでおりますので、これを撤去する場合は電柱まで、もしくは電柱の途中にある分岐点、クロージャーと申し上げますが、そちらまで撤去する必要があります。この費用を大体1万円前後というふうには聞いておりますが、いただいております。そして、また新たに住まわれる場所、新たな住宅へ引っ越される場合は、その逆で、クロージャーのほうからまた1本住宅まで引くという費用が必要となっております。

これは、非常にめんどくさいということもあろうとは思いますが、現状の当市が設置しました光ファイバーではこういうことをやる必要がどうしてもございます。ただし、そのかわり、他の事例よりはスピードの保障ができるというふうな利点もございますので、当市のほうはそういうスピードのほうを優先したというふうになっておりますので、御了承をお願いしたいと思います。

○金行委員長 石飛委員。

○石 飛 委 員 その関係は、多分C B B Sに委託っていう形でおろされてるから、C B B Sのほうの経営的、運営的にはもらうものはもらわんとやってい



けないという状況だと思います。ですが、本市のほうもかかわって  
るってことであれば、また若者定住とか大きな目的がある場合は、その  
辺も多少考慮する契約の見直しとかいうものも必要ではないかと思いま  
す。あとはC B B Sさんと協議されてはいかがかと思えます。

答弁があればお願いしたいと思います。

○金行委員長 宮本課長。

○宮本<sup>政策企画課特命担当課長</sup> 今、石飛委員のほうからもいただきましたように、C B B Sは基本  
的には独立した団体でございまして、事業者でございまして、収益、お  
太助フォン、あじさいネット等の収益によって運営をされておりますの  
で、必要経費については負担をお願いしたいというふうに考えており  
ます。

また、定住等の施策に関しましては、他の部署のほうで新設住宅とか  
補助金のほうでは、お太助フォンの設置費も該当するというふうには確  
認をいたしておりますので、その辺のP Rの仕方がまずいと言われれば  
今後もっと考えたいと思えますが、一応はそういう状況になっておりま  
す。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑ありませんか。

下岡委員。

○下岡委員 42ページなんですけど、地域振興会の求めに応じて3回団体懇談会を実  
施したと掲げておられます。それについて参加者が何人ぐらいおられた  
のか、要望等は、要望と言っていいかどうかわからないんですが、各町  
にどういうんですか、市の皆さんと職員さんとの懇談会をしていただき  
たいという声も聞いておりますので、そういう実施する予定はあるか、  
ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○金行委員長 宮本課長。

○宮本<sup>政策企画課特命担当課長</sup> 地域懇談会についての御質疑だと思います。

まずは、昨年度については、吉田地区3地域振興会の要望により実施  
をさせていただいております。それと、26年度も確か吉田地区で3回。  
吉田地区以外で言いますと、25年度に甲田の地区が1カ所と、吉田が3カ  
所というふうにあったと思えます。

この事業につきましては、基本的には制限等は一切かかっておりませ  
ので、御相談いただければ対応はいたします。

それから、そういう市が受け身ではなく、市のほうから御説明する懇  
談会としましては、25年度よりテーマ別という各支所を持ちまわって、  
各町でやるというものからテーマ別懇談会というものに実は変えており  
ます。このテーマ別懇談会につきましては、25年度に高宮町でお太助フ  
オンについてのテーマということで、説明をさせていただきましたが、  
その後は開催ができておりません。

それから済みません。先ほどの質疑の中で、昨年度の集まった人数で  
すね。済みません。大体各3カ所とも40から50名が平均で来られており

ます。

また質疑につきましては、どうしても地域ごとの課題が非常に多く出ております。有害鳥獣であったり、道路の整備であったり、そういうものの質疑がありますので、基本的には担当部もしくは担当課長が出席をして答えているということになっております。

以上です。

○金行委員長

下岡委員。

○下岡委員

ということは、先ほどお太助フォンのあったと言われましたが、それはたまたまお太助フォンを実施しないといけないので説明が必要ということで、された可能性が高いんですが、そうではなくて私が申し上げたいのは、やっぱり市のことを身近に聞きたいという人がたくさんいらっしゃると思いますので、やっていただきたいということに対して応じるのではなく、市のほうから率先して毎年6町でやるということは考えられないんですか。お聞かせください。

○金行委員長

宮本課長。

○宮本政策企画課特命担当課長

今下岡委員のほうから御質疑ありました6町でというのは、先ほど申し上げましたように各支所でやっていたものをテーマ別に変えたということで、6町ではやらないという方針が出されて、そういうふうに変わったというふうに私は聞いております。

ただし、今現在そういうテーマ別自体が開催できておりませんので、また下岡委員のほうから言われる内容についても再度検討をさせていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑ありませんか。

熊高委員。

○熊高委員

同じく42ページになるんですけども、広報紙の関係になりますけども、この人件費がありますが、従事正職員数2名ということですが、これは実質的にかかわっている職員2名のすべての人件費、直接かかわった人件費ということで理解してもいいですか。

○金行委員長

宮本課長。

○宮本政策企画課特命担当課長

今言われた昨年度2名が確かに従事しておりましたので、たまたま2名ちょうどになっておりますが、一応この従事の人数の計算上は、課長も含まれております。また、26年度までは広報広聴事業で2名が配属されておりましたので、大体合ってはいたんですが、27年度からはこれにICTも一緒になっておりまして、係長のほうはそちらの業務をやっております、トータルでたまたま2名になったということです。

以上です。

○金行委員長

熊高委員。

○熊高委員

それと、広報協会に負担金がありますけども、広報協会はどのような効果がありますか。

○金行委員長

宮本課長。

○宮本<sup>政策企画課特命担当課長</sup> これは、全国の広報協会のほうに費用を出しておりますが、負担金を出しておりますが、広報協会が主催します研修会への参加費が会員ですと安くなりますとか、または昨年は表彰していただきましたが、広報紙のコンクールへの参加等も行うことが会員ですのでできるようになっております。

以上です。

○金行委員長 熊高委員。

○熊高委員 ことしから民間へ委託するということになりましたが、ここらも表彰対象というのは変わりませんか。

○金行委員長 宮本課長。

○宮本<sup>政策企画課特命担当課長</sup> あくまでも市が発行いたしますので、発行責任者は市ですので、その変更はございません。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって政策企画課に係る質疑を終了いたします。

ここで、企画振興部全体に係る質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって全体の質疑を終了し、企画振興部の審査を終了いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時53分 休憩

午前11時54分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

これより、消防本部・消防署の審査を行います。

概要の説明を求めます。

久保消防長。

○久保消防長 それでは、消防本部が所管します常備消防費の決算概要について御説明申し上げます。

まず、消防総務課における主な事業でございますが、消防職員の計画的な研修を進めるとともに、職員の被服・装備の管理等を行い、消防体制全般の充実に努めたところでございます。

続いて、消防課の主な事業ですが、平成15年に整備した救急車を廃車し、高規格救急車へと更新しました。

予防課における主な事業は、防火対象物・危険物施設に対する立入検査や指導を初めとし、安全対策に努めるとともに、さまざまな予防行政にかかわる行事を通じ啓発活動に努めてまいりました。

警防課においては、市民の生命・身体及び財産の保護のため、24時間体制で災害対応に努めております。

続いて、常備消防費の決算額について御説明いたします。

歳入歳出決算書119、120ページをお開きください。

決算額は4億1,910万6,961円、主なものは一般職員人件費3億4,459万4,035円。

続いて121、122ページをお開きください。

消防資機材整備事業費3,059万8,090円でございます。

以上、簡単でございますが、概要の説明とさせていただき、事務事業の詳細につきましては署長及び各担当課長から御説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○金行委員長 続いて、消防総務課の決算について説明を求めます。

近藤消防総務課長。

○近藤消防総務課長 それでは、消防総務課の平成27年度決算について、主要施策の成果に関する説明書に基づき説明いたします。

172ページをお開きください。

消防総務管理事業でございます。

平成27年度の消防総務管理事業費の決算額は2,153万8,000円です。

次に、実施内容ですが、第3次職員定員適正化計画に基づく定員管理、及び職員の人材育成に重点を置いた業務を推進してまいりました。まず、定員管理でございますが、平成27年度当初は46名の消防職員でありましたが、1名の定年退職に加え、3名の早期退職により、年度末には42名となりました。なお、平成27年度消防吏員採用試験を実施し、平成28年度7名を採用しております。人材育成である職員研修につきましては、実施内容に記載のとおり、職員の消防に関する知識、技術の習得並びに向上を目指すため、消防学校等において専門知識・先端技術を習得させ、個々の知識・技術の向上を図ることにより消防力の向上を図ってまいりました。また、平成26年度から実施しております広島市消防局との人事交流も行い、予防課に知識・経験の豊富な職員を予防係長として迎え、予防課員の教育に尽力いただきました。また、広島市消防局への派遣は広島市安佐北消防署指揮調査隊に配属され、多くの現場を経験し帰任しております。帰任後は指導者として職員の育成に当たり、現場指揮や調査能力が向上することを期待しております。

次に、成果と課題でございますが、成果としては、消防関係資格者養成計画に従い、計画的に若手職員に対する研修を行い、職員個々の知識・技術の向上を図ることができました。

課題といたしましては、平成24年度に実施した消防庁舎の耐震化により、庁舎躯体の長寿命化が図られたところでございますが、建築設備である空調・照明などが耐用年数を迎えており、計画的に更新や改修を行う必要があることを挙げております。

以上で説明を終わります。

○金行委員長 以上で説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑ありませんか。  
前重委員。

○前重委員 この担当になるのちちょっとわからんですが、救急のときの救急車両が出られたとき、対応されるとき、救急搬送されるとき、そうしたときに迎えられたところでその負傷者といいましょうか、対象者を救助して救急搬送するわけですが、そこで病院側と連絡をとりますよね。そうしたときに、そこでの待合時間が結構かかる形が私はよく話を聞くんですが、そういった苦情等の意見等入ってないですか。この担当かどうかわかりませんが。

○金行委員長 益田消防署長。

○益田消防署長 ただいま前重委員の御質問にお答えいたします。

確かに、現場で病院手配の時間がかかるのは事実といえば事実です。しかしながら症状を救急隊員が確認をしまして、その症状に応じた病院を選定するわけですから、まずは傷病者の状態を見なくてはならないということで、あらかじめ手配をしておくという方法も昔はやっていたこともないことはないんですが、まあミスマッチが起こるということも当然あり得まして、病院とのトラブルにも発展することも考えられますので、現場で傷病者の確認をした後、その症状に合わせた病院を選定するために若干の時間は要していることは致し方ないのかなと考えております。

以上です。

○金行委員長 前重委員。

○前重委員 そのために、救急の関係は吉田病院とか、まずそこへ搬送してそこから次へという状況ではなかったのではないかなと思うんですよね。まず受け入れ態勢も確かに、特に夜間、対応医がいないとかという形になればそうでしょうが、やはり一刻も命を守らないといけない。そうしたときに、現実私たちの地域でも起こりました。30分ぐらいいたと。はっきり言ってですね。だったら30分ですね。ここで病院側とそのやりとりをする間に病院にまずは連れていかないといけんのではないかという、結果いうんですか、そういった事象が起きとるんですが、そうしたことに對して、病院側との協議等はなされておりますか。そうしたところも若干お聞きしたいんですけど。

○金行委員長 益田消防署長。

○益田消防署長 基本的に安芸高田市内の救急傷病者については、吉田病院から手配をするというのは第一義ではございますが、症状に応じまして、特に心筋梗塞等の、吉田病院さんのほうには心臓の専門医さんはおられませんので、そういったところは安佐市民病院、もしくは三次中央病院からという話に、それこそ一刻を争いますので、まず吉田病院にとりあえず収容していただいて、応急処置をしていただいて三次へ行くなり、安佐市民

へ行くなりそういうことも当然やっておりますが、ケース・バイ・ケースでなかなかこれといったスタンダードができるというのも難しいかなと考えております。基本的には吉田病院から手配というのは救急隊員のほうは考えてはおります。

以上です。

○金行委員長

前重委員。

○前重委員

一刻を争うわけなので、しっかりとそこら辺の連携ですよね。まずもって来られたところで、まず病院等の連携でそこでちょっと若干時間がというのが、何件か私耳にしてるんですよ。そうしたことがないように、まずはそういう対応する病院には行っていただく。そうしたことを受けて、吉田病院側との連携、こうしたところをしっかりとやっていただきたい。

ちなみに、ちょっとお伺いするんですけど、救急救命士、これ今現在何名おられますか。

○金行委員長

これ、担当課が。

警防課、署長が答えくださるとるからですが。

○前重委員

わかりました、後で聞きます。

○金行委員長

そういうことでよろしいですね。

ほかに質疑ございますでしょうか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって消防総務課に係る質疑を終了いたします。

続いて、消防課の決算について説明を求めます。

福井消防課長。

○福井消防課長

それでは、消防課の事業につきまして御説明いたします。

課が所掌します事業は、2事業ございます。

主要施策の成果に関する説明書170ページをお開きください。

最初の消防活動管理事業でございますが、119番通報の通信にかかる運用準備、消防吏員の訓練、メディカルコントロールによる資格取得や教育事務を行い、決算につきましては1,236万1,000円となっております。

主な支出内容につきましては、通信指令設備、無線施設設備の管理や運用の経費が大部分でございますが、他の経費では広島県域メディカルコントロール協議会への負担金や、救急救命士、処置の拡大等により、広島市の消防局救急救命士養成所への入校負担金が主なものでございます。

続きまして、事業内容でございますが、消防無線の管理では、他消防やドクターヘリ、防災ヘリとの通信ではアナログ無線を併用しておりましたが、管内無線につきましては、平成27年度でデジタル化に完全移行することができております。

続きまして、消防活動関係では、大訓練を始めとし、各種訓練計画をもとに訓練を実施することにより、想定災害の対応について活動内容の

確認をすることができ、スキルの向上を図ることができました。

成果といたしましては、無線関係ではデジタル化による情報の明瞭化が図れるとともに、訓練では合同訓練をはじめとした取り組みにより、災害能力の向上、また他機関との連携確認を行うことができました。メディカルコントロールの取り組みでは、救急救命士の処置拡大、追加2行為の認定6名の資格取得ができ、救命率の向上が期待されるところでございます。

課題といたしましては、本消防では近年職員の若返りが進んでおります。そのため、火災や救急救助に対応できるよう消防職員隊員の現場対応能力を高められるよう、より実践に近い想定訓練を含め、実践することで経験不足を補い、あわせて隊員の技術向上や専門知識の早期取得に努めていく必要があると考えております。

以上が成果と課題でございます。

続きまして171ページをお開きください。

消防資機材整備事業でございますが、平成15年度に整備いたしました消防規格救急自動車の更新事業を行いました。決算額は3,059万9,000円で、高規格救急自動車本体の購入費とその登録費用でございます。なお、財源では国からの補助金、また起債を充当させていただきました。

実施内容でございますが、更新できましたことにより、救急車の配備は現用車両3台と予備車1台体制を維持することができております。

成果といたしましては、更新により車両振動の軽減はもとより、資機材への更新を同時に図られたことにより、信頼性の向上が期待されるとともに、救助活動の充実・強化が図られたところでございます。

課題といたしましては、近年続く地震や集中豪雨、火山活動など、市民の安全安心が脅かされる中、職員の対応能力の向上が求められております。あわせて装備でもより効果の高いものが求められております。行政改革の厳しい取り組みの中ではありますが、今後も計画的な更新等により、消防力の維持向上のため、消防車両の更新、整備を計画的に行い、市民の安全安心に努めてまいりたいと考えております。

最後に、活動・成果指標でございますが、両事業とも計画のとおり、また通信指令員の育成では計画3人に対して4人の育成ができ、計画以上の成果を上げることができております。

それと、先ほどの御質問ありました現在の救命士の人数でございますが、22名の人数になっております。あわせて御報告させていただきます。

以上で、消防課の説明のほうを終わらせていただきます。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって消防課に係る質疑を終了いたします。続いて、予防課の決算について説明を求めます。

吉川予防課長。

○吉川予防課長

それでは、予防課の事業につきまして御説明いたします。

169ページをお開きください。

事務事業名は、火災予防事業でございます。

火災予防事業の決算額は227万6,000円でございます。

次に、実施内容でございますが、建築物審査関係、消防同意件数25件をはじめ、危険物、高圧ガス、火薬類など、それぞれ主な処理件数は記載のとおりでございます。市民や利用者の安全のため、防火対象物や危険物施設、高圧ガス、火薬類の消費等に関し、防火上の支障について審査及び検査を行ったほか、これらが法令の規定に基づき、維持管理または取り扱われているか、立入検査を行い、不備事項に対して是正指導を行いました。また、事業所の防火管理業務に対する助言を行うとともに、幼少年期からの防火思想の普及に努めました。

続いて、成果と課題でございますが、成果につきましては、年間査察計画90件に対して125件実施し、139%の実施率でございました。また、違反が解消されない対象物に対しては、前年度に引き続き立入検査を行い、是正指導に努めております。

課題といたしましては、高い専門性を要する業務が多い予防課員のスキルの向上を図るため、勉強会や講習会に参加させるとともに、OJTで積極的な教育を行い、予防技術資格者の養成を継続する必要があります。

成果指標の防火対象物の安全率55%でございますが、これは一定規模以上の防火対象物を対象として、防火管理面と消防設備面の双方が適切に管理、維持されているものを安全な防火対象物と位置づけ、安全率を算定したものでございます。

以上で、説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって予防課に係る質疑を終了いたします。

続いて、警防課の決算について説明を求めます。

益田消防署長。

○益田消防署長

それでは、警防課の主要な事業につきまして御説明いたします。

主要施策の成果に関する説明書173ページをお開きください。

現場活動事業は、消防組織法に基づき、市民の生命・身体及び財産を保護するため、署長以下35名、うち交代制勤務者32名で、365日24時間体制で災害活動を実施しております。

次に、決算額でございますが、773万9,000円でございます。

続きまして、平成27年度実施内容でございますが、事後聞知などを含めました火災件数は27件ですが、災害出動として、火災23件、救急



1,350件、救助22件、警戒26件に出動し、対応しております。消防団への訓練指導として、各方面隊に対し規律訓練や基本訓練、救急訓練等合計14回、また事業所や学校、自主防災組織、並びに個人の申し込みによる定期開催に対する応急手当指導に86回職員を派遣し、2,591人に対し、普及啓発を実施いたしました。

次に、成果と課題でございますが、成果に関しましては、各種災害に出動し、市民の生命や財産を守り、被害を軽減することができました。活動指標に掲げております隊員の事故は発生しておりません。

課題としまして、災害の多様化や職員の若返り等により、隊員のスキルの育成が急務であると同時に、指導者の養成も必要でございます。技能確認実施要領に基づき、隊員個々の基礎技能判定とともに、指導者の評価確認も計画中で、各技能について一定レベルに到達させるため、実効性のある訓練をいかにして行うか工夫が必要だと考えております。また、応急手当普及啓発においては、成果指標に掲げておりますバイスタンダーによる心肺蘇生法実施率が目標値を下回り、応急手当の重要性や必要性について、さらに広報等により、啓発活動が必要と考えております。

以上で、警防課の説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって警防課に係る質疑を終了いたします。

ここで、消防本部・消防署全体に係る質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって全体の質疑を終了し、消防本部・消防署の審査を終了いたします。

ここで、1時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時15分 休憩

午後 1時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長

休憩を閉じて、再開いたします。

これより、市民部の審査を行います。

概要の説明を求めます。

小笠原市民部長。

○小笠原市民部長

市民部におけます主要事業の決算概要説明を行います。

平成27年度市民部総合窓口対応におきましては、市民の好評を得ております適正な市民サービスと迅速な窓口対応に努めております。

ワンストップ総合窓口業務の定着に伴い、特に死亡後の手続において

は、業務が本庁窓口集中しております。市民の皆様迅速でわかりやすいきめ細かなサービスを提供するよう、関係部局と連携を図りながら努めております。

また、マイナンバーカードの交付も支所窓口と連携を図り、業務の充実を図るため、職員のスキルアップ研修を行い、事務処理能力の向上と業務の迅速化を目指し、平日窓口の時間延長、及び休日窓口を開設するなど、柔軟な対応に努めております。

税務課におきましては、期限内納付と滞納整理の強化を図り、税の公平性に努めていますが、日本経済は依然として確かな景気回復が見えにくい状況の中、滞納者の方とは早期に面接し、分納誓約を交わすなど、滞納者の実情に合わせた滞納整理に努めております。

また、県税事務所の指導により、公売を実施するなど、行政改革の重点事業として自主財源の確保に努めているところでございます。

環境生活課におきましては、北広島町と共同のごみ処理施設、芸北きれいセンターの健全な運営について、持続可能な運営施設として長期維持運営できるよう、ごみの減量化、資源化に努め、ごみ処理費の負担軽減だけでなく、地球環境に優しい循環型社会の形成に向けた取り組みを推進しております。資源ごみのリサイクル活動のため、ごみの分別と減量化の啓発、ごみの減量化資源化モデル事業として、現在15分別から21分別に目標を再び整理しながら取り組んでおるところでございます。

また、平成25年度供用開始しました葬斎場あじさい聖苑運営については、人生の終えんの場にふさわしい、厳かで心静かに別れのときを過ごしていただけるよう、行政、事業者、施設管理者で改善点を随時検討しながら、市民サービスの充実に努めていくところでございます。

また、結婚相談事業につきましても、8組の成婚となり、出会いの創設の工夫の成果がありました。

人権多文化共生推進課につきましては、現代社会が抱える高齢化及び過疎化の中で、人権課題の解決を踏まえ、各人権会館と本庁とが連携し、人権会館の役割を自覚しつつ、市民の人権意識の高揚と、人権啓発推進を目指して事業実施を行ってきました。多文化共生につきましては、推進スタッフ4名を継続的に配置し、外国籍市民の支援を通じ、表面化した課題解決を図ってまいりました。

さらに、今後の事業推進を検討し、交流事業や市民講座、並びに相談事業などを行い、安全で安心できる暮らしやすいまちづくりを進め、外国籍市民の定住化に向けた多文化共生推進プランの計画的実施を進めております。

今後も市民サービスの向上と効率的な行政サービスの提供に向け、検討しながら改善をつとめてまいりたいと思います。

それぞれの事業の詳細につきましては、担当課長のほうから説明いたします。

○金行委員長 続いて、総合窓口課の決算について説明を求めます。

高松総合窓口課長。

○高松総合窓口課長

それでは、総合窓口課が所掌しております平成27年度の事務事業の状況につきまして、御説明をさせていただきます。

お手元の平成27年度主要施策の成果に関する説明書44ページをごらんください。

国民年金事務でございます。

国民年金制度につきましては、健全で安定した制度の構築を目指して、さまざまな制度改正がこれまで行われてまいりました。国民の共同連帯と世代間扶養の仕組みを定着させるため、年金事務所と市が一体となって、納付率の向上への取り組みや広報活動を進めております。

実施内容につきましては、国民年金法に基づき、被保険者や年金受給者の方から各種申請・届け出を受理し、日本年金機構事務センターに送付するとともに、各種相談に応じております。各種申請書の送付取り扱い件数及び相談受け付け件数は、お手元の資料にお示しをしておるとおりでございます。なお、平成27年度は、国民年金制度改正に伴います対応するための電算システムの改修業務を行っております。

成果と課題につきましては、成果としまして、年金事務所と連携して、毎月市広報による制度の周知を図るとともに、各種申請・相談受付を通して、納付率の向上につながる取り組みを行ってまいりました。

課題としましては、年金制度の理解を広げていくために、わかりやすい広報活動が引き続き必要であること。また、事務の習熟度を向上するための研修会への積極的な職員の参加が必要であると考えております。

続きまして、45ページをごらんください。

戸籍住民基本台帳事務でございます。

御承知いただいておりますように、平成23年度から開始をいたしましたワンストップ総合窓口サービスと本庁窓口業務の一部民間委託も5年目を迎えております。来庁者の負担の軽減や待ち時間の短縮と漏れのない正確な窓口業務を提供するとともに、事務の効率化と、わかりやすく快適な市民サービスの提供に努めておるところでございます。

実施内容につきましては、戸籍法・住民基本台帳法等に基づき、各種届け出や証明書の交付申請を受理し、必要な登録と記載を行うとともに、各種証明書の交付を行ってまいりました。各種届け出の件数及び証明書の交付件数等は、お手元の資料で御確認をいただきたいというふうに思います。なお、平成27年度は、マイナンバー制度に対応するために、マイナンバーカードを交付時の顔認証システム及びカード裏書印字プリンターなどを導入しております。また、総合窓口課及び各支庁窓口係職員全員を対象とした戸籍住民基本台帳事務研修会をはじめとしまして、総務課と共催し、マイナンバー制度運用にかかわる支所職員との合同の研修会を4回開催し、事務に当たってまいりました。なお、平日にマイナンバー通知カード及びマイナンバー個人番号カードの受け取りが難しい方もおられますので、そういう方を対象とした休日などの臨時交付窓

口を本庁・各支所で開設をし、カード交付の促進を図ってまいってきたところでございます。

成果と課題につきましては、成果としまして、関係各課及び各支所との連携によるワンストップ総合窓口業務も5年を経過し、定着してきておるところでございます。来庁者の待ち時間の短縮・負担の軽減と、丁寧な窓口の対応を行うことができているのではないかと考えております。また、事務委託業者との業務分担及び相互連携を円滑に行い、来庁者に対して親しみのある効率的な行政サービスが提供できたと考えております。

課題としましては、本庁への業務の集中が見られます。それに伴いまして、本庁総合窓口課と各支所及び関係各課との相互連携を一層密接に行う必要がございます。また、職員個々の事務処理能力の向上に向けた研修を充実させるとともに、専門的業務に対応できる後継者の育成が必要でございます。

最後になりますが、総合窓口課の業務の性質上、市民一人一人の居住関係や身分関係にかかわる重要事項に伴います届けなど、即時に適正に対応していくため、引き続き緊張感を持った窓口対応を行うとともに、来庁者の立場に立った市民本位の窓口対応が図れるよう取り組んでまいります。

以上で、総合窓口課にかかわります説明を終わらせていただきます。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって総合窓口課に係る質疑を終了いたします。

次に、税務課の決算について説明を求めます。

大田税務課長。

○大田税務課長

それでは、よろしく願いいたします。

平成27年度主要施策の成果に関する説明書55ページをお開きください。税務管理事業について御説明いたします。

総括でございますように、税務課業務全般に係る業務の効率化、職員の能力向上、住民税申告体制の整備について、まとめて記載しております。

決算額は686万円です。

実施内容を4点、成果と課題を合わせて御説明いたします。

まず1点目、税務業務の効率化と情報管理といたしまして、合併以来確定申告を含む住民税の申告受付体制は、申告システムの設置と解体を繰り返しながら申告会場を転々として移動しておりましたが、平成26年度から情報セキュリティ確保と効率的な運営を行うため、本庁はクリスタルアージュ、各支所1カ所に統一し、事故もなく22日間申告業務を

行うことができました。

成果といたしましては、申告会場内での待ち時間を短縮するため、農業所得や医療費控除など、事前に資料整理をして来場していただくように広報したところ、おおむね皆さんの御協力をいただくことができました。今後も広報紙やお太助フォンを活用し、個々の事前資料の整備の協力をお願いをしていきたいと考えております。

また、27年度は税務経験のない職員の異動者が多かったことや、申告受付時間を短縮するため、受付窓口で簡単な事前アンケートに記入していただき、税務課職員では経費などの取り扱い判断ができない営業所得や青色申告、土地や株式譲渡、投資信託などの専門的な知識の必要な所得税の申告の方につきましては、税務署のほうで確定申告をお願いいたしました。

次に2点目、職員の能力向上といたしまして、職員はさまざまな税の制度改革が行われる中、納税者の皆様に対し説明責任を果たせるよう、積極的に各種研修に参加し、専門的知識の習得に努めました。

3点目といたしまして、時間外勤務の縮減の取り組みをいたしました。住民税申告は税務課全体の大事業と捉え、各係間での協力体制を取り、納税通知書の封入作業など協力し、時間外の縮減に努めてまいりました。申告の時期や納税通知書の送付後の問い合わせが多い繁忙期には、業務時間内に事務処理が終わらず、時間外勤務が発生し、削減目標は達成できませんでした。業務スケジュール管理も行っておりますが、各税目による処理内容や収納の事務など専門性と業務量の差があり、係の人数配置や事務分掌など見直す必要があると考えましたので、平成28年度に改善措置を行いました。

4点目、課税資料の管理に関する取り組みといたしまして、平成26年度に法務局から土地の電子データの提供を受け、公図をデータ化し、各支所でも閲覧・交付ができる固定資産税地図システムを導入し、保守管理業務を行いました。また、28年度から軽自動車税の税率が変わり、初年度登録から13年を経過すると税率が高くなる重課、重たくなる制度ですけれども、環境性能のすぐれた車については軽減制度が導入されるため、検査情報を取り入れるための基幹システムの改修を行いました。

次に、56ページをごらんください。

事務事業評価シート名は、賦課徴収事業についてでございます。

総括にございますように各税全般に係る賦課、調定、徴収、収納管理の諸業務と納税整理・滞納庶務についてまとめて記載しております。

決算額は3,089万6,000円です。

実施内容3点、成果と課題を合わせて御説明いたします。

まず1点目、賦課徴収に係るシステム管理業務といたしまして、土地家屋評価システム、国税連携対応機器システム等の保守、住民税申告データの入力業務、納付書印刷と封入発送など、賦課徴収に必要な業務を実施いたしました。

2点目といたしまして、納税環境の整備といたしまして、金融機関や市の業務時間内に納付できない納税者の皆さんのために、毎月第4木曜日に夜間収納窓口を開設し、昨年度は295件425万2,431円の納付がございました。

成果といたしましては、お太助フォンによる放送の効果もあってか、利用者の方が年々ふえております。コンビニ収納など納税者の皆さんが納税環境の整備が求められており、平成29年4月からコンビニ収納の実施に向けて総務課の電算管理係や会計課を中心に各課と一緒に準備作業を行っております。

3点目、滞納整理業務の推進といたしまして、安芸高田市税等滞納対策本部の実施方針に基づき、税の負担の公平、自主財源の確保のため、期限内自主納付の動機づけ、法的措置の強化などを基本として、滞納者の実態に即した附帯納税業務を行いました。

成果といたしましては、滞納対策本部として取り組んでいる集中徴収強化月間年4回、強化月間と合わせて、夜間・休日納付の相談日を年2回のほか、夜間電話催告を年2回実施し、滞納者との納税交渉を行いました。納税相談にも応じない誠意のない滞納者に対しましては、304件974万3,711円の差し押さえ処分を実施いたしました。また、初めて差し押さえた土地の購買や美術品など、インターネットオークションで公売し、滞納額に充てることができました。

課題といたしまして、以前に差し押さえた不動産の中には抵当権などの他の権利があるため、単独では滞納処分ができない事例もあり、広島県北部県税事務所税務査察員2名の職員の方に、専門的な滞納処分の手法の指導や困難案件の相談を通して、徴収担当事務の徴収能力の向上を図っているところでございます。納税相談に来庁される皆さんの生活状況などを伺いながら、分納制約をお願いしておりますが、少額分納となりますと、過年度分納付中にさらに現年度課税が発生し、なかなか完納できないという状況が課題となっております。

次に、平成27年度の収納率について報告いたします。市税一般現年度分は98.95、滞納繰越分は17.87、現年と滞納の合計は95.70%となりました。市税全般では、昨年と比較して収納率は0.19ポイントの増となり、滞納繰越分の収納率も3.97ポイントの増となりました。収納率アップの要因は、納税相談にも応じない誠意のない滞納者に対しましては、財産調査を実施し、過去最高件数304件、先ほどの最高額の差し押さえ実績を上げ、収納係が一丸となり、収納業務に取り組んできた成果と考えております。また、以前から実施に向けて調査をしてきました土地や美術品の公売を実施し、差し押さえたままになっていた不動産を換価し、滞納額に充てることのできたことも要因の一つと考えています。これからも納税相談により、納税者の皆さんの生活事情などをしっかり聞きながら、滞納整理や滞納処分を行い、期限内納付と自主財源の確保のため、現年度分の徴収を最優先し、滞納額をふやさないことを一番の目標に掲

げ、業務に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、恐れ入ります。不納欠損額について御説明をさせていただきますので、平成27年度一般会計歳入歳出決算書15ページ、16ページをお願いいたします。

16ページ上段、不納欠損額の欄、754万2,901円ですが、内訳は1項市民税、1目個人、1、2節合計220万5,691円。2目法人、2節滞納繰越分20万円。2項固定資産税、1目固定資産税、1、2節の合計478万1,500円。3項軽自動車税、1目、2項滞納繰越分35万5,710円の合計でございます。税務一般につきまして、詳細につきましては、財産調査の後、なしと判断したものが273件61名、232万4,042円。生活困窮として判断をさせていただいたもの430件114名、353万8,127円。調査の後、所在不明と判断した者223件56名、168万732円。合計926件231名、754万2,901円でございます。

不納欠損については、滞納者の実態調査などに基づき、個別に案件を精査し、適正に処理を行っております。

今後も厳しい財政運営の中、自主財源確保のため、公正・公平の原則、適正な課税、丁寧でわかりやすい説明、公平な徴収を基本として業務を行ってまいります。

以上で、税務課の説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって税務課に係る質疑を終了いたします。

次に、環境生活課の決算について説明を求めます。

横田環境生活課長。

○横田環境生活課長

それでは、環境生活課が所掌しております決算事務について、主要施策の成果に関する説明書に基づいて御報告いたします。

46ページをお願いいたします。

初めに、結婚相談事業でございます。

少子化の一因となる未婚男女の増加に歯どめをかけ、人口増加や若者定住につなげることを目的に、結婚相談員、結婚コーディネーターを配置し、結婚に関する相談や結婚希望者の紹介活動、各種交流イベントを行い、成婚を目指すものでございます。

実施内容でございますが、1といたしましてコーディネーター連絡会議を月に1度開催し近況報告、イベントの企画等協議とお見合いのセッティングなどを行いました。2番目といたしまして、カップリング交流イベントとして、小イベント1回、大イベント4回、コーディネーターの研修として先進地視察を1回行っております。イベントの内容につきましては、下に書き出しております。参加者カップル成立は、表を見ていただきたいと思います。

成果と課題でございますが、結婚コーディネーター連絡会議で、結婚の情報交換を行いながら、出会いの創出を図り、イベントを行いました。その結果8組が成婚に至りました。結婚コーディネーターの幅広い知識の習得を目的に、視察研修を行っております。カップリング交流イベントは、企画準備に時間と費用を要するため、数多く開催することは難しくございます。そのため、結婚コーディネーター同士で企画する小イベント、これは未配も含めませんが、それを開催し、登録者同士の出会いの場をふやすことができました。

課題でございます。結婚希望者が増加傾向にあり、十分な対応に頼るため、新たな結婚コーディネーターの発掘やコーディネーターのスキルアップの支援を継続しなければいけないと考えております。結婚希望者の第一印象となる服装や会話など、異性の接し方も大切であり、継続して結婚希望者の魅力アップの取り組みを続ける必要がございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

環境政策事業でございます。

環境の保全に関するさまざまな施策を総合的かつ計画的に推進するために安芸高田市の環境基本計画の具現化に向けた取り組みを実施し、啓発を行いました。また、再生エネルギー導入ビジョンに基づき、再生可能エネルギーの普及を図るための取り組みを行っております。

実施内容でございます。環境基本計画の具現化といたしまして、アからエまで4つ挙げております。アといたしまして、環境づくり視察研修の開催でございます。環境づくりリーダーの育成、環境教育・環境活動を行いました。イといたしまして、環境啓発を目的として「第4回かんきょうまつり in あきたかた～2015～」を高宮町「大地の祭」と同時開催し、エコ川柳、グリーンカーテンフォトの展示や、フリーマーケットなどを実施いたしました。ウといたしまして、古紙を再生したオリジナルのトイレトペーパー「あきたかた紙」を本庁及び各支所で使用しております。かんきょうまつりでPRしたり、市内全小中学校へマスコットキャラクター「たかたん」とともに訪問し販売するなど、資源回収の見える化を行っております。エといたしまして、環境保全とごみ減量化の啓発事業として、竹チップ生ごみコンポストのモニター事業を実施しております。2番といたしまして、再生可能エネルギーの普及と促進でございます。民間活力を利用した屋根貸し等による太陽光発電事業を実施しております。内訳といたしましては、建物63カ所、土地13カ所、発電容量は285万2,970キロワットでございます。

成果と課題でございますが、環境づくり視察研修や環境活動に対して多くの市民の参加が得られております。民間活力を活用した屋根貸し等による太陽光発電事業でございますが、当初見込みより発電量は低下しておりますが、本格的に設置が進みました。

課題でございます。市民による自主的環境保全グループの立ち上げと、活動支援を行っていくために、「環境もやい☆安芸高田」会員から環境



リーダーの育成を行う必要があると思われま

続きまして、48ページをお願いします。

環境保全事業でございます。

河川の水質検査などの環境調査を実施し、公害苦情への対応、水質汚濁事故、油漏れ対応などを行いました。

実施内容でございます。河川等の水質検査でございますが、水質汚濁を防止し、水質保全を図るために河川・ため池等の市内64カ所の水質検査を実施しております。生活環境の保全に関する環境基準にかかる水質検査といたしまして、市内計53カ所を検査しております。人の健康の保護に関する環境基準に係る水質検査を全部で3カ所で行っております。公害苦情処理件数は下記の表のとおりでございます。

成果と課題でございます。生活環境項目の環境基準成果達成状況は、過去5年おおむね環境基準に適合しております。健康項目の有害物資についてはすべての地点で検出されておらず、環境基準に適合しております。

課題といたしましては、野焼き等については、悪質の場合は、警察へ連絡し協力をしながら行っております。広報やお太助フォンなどで継続して啓発する必要があると思われま

続きまして、49ページ、じんかい処理事業でございます。

一般廃棄物の収集処理を行っている芸北広域環境施設組合・市民団体と連携・協力し、持続可能なごみ処理施設の運営と循環型社会の形成を推進するため、ごみの減量化・資源化を総合的に推進しております。

実施内容でございます。芸北広域環境施設組合への負担金でございますが、2億6,007万6,000円になっております。きれいセンターへの搬入量でございます。7,899トン、前年比112トンの増でございます。ごみステーションの設置推進でございます。新規増設、修理等に補助金を出して設置しております。昨年度は新規はございません。増設が7カ所、修理が1カ所になっております。続きまして、ごみ収集カレンダー、ごみの仕分け方、出し方の全戸配布を行っております。ごみの減量化・資源化の推進でございます。生ごみの有効利用と減量化を推進するため、生ごみ処理機助成金を交付しております。補助件数72件でございます。続きまして、ごみ処理減量化対策助成金でございます。リサイクル補助でございます。昨年度は、全部で751.2トンでございます。回収団体は146団体になっております。

成果と課題でございます。芸北広域環境施設組合の一般廃棄物処理計画に基づいて、廃棄物の減量、リサイクル及び適正なごみ処理に努めてまいりました。今後も住民及び事業者へ新たな啓発事業を計画し、ごみの減量化を推進していくように考えております。平成26年度からは資源リサイクルの助成品目に衣類を加えております。

課題でございますが、ごみの分別方法が守られずにステーションに出されとる人がいらっしゃいますが、引き続き広報やステーションへの啓

発看板の設置により周知徹底が必要であると考えております。ごみの搬入量につきましては、ここ数年増加傾向から減少に転じておりましたが、またふえた状態でございます。今後もリサイクル活動を推進するとともに、リデュース、リユースの取り組みを啓発し、市・市民・事業者が協力して、資源を大切にすまちなちづくりを行っていく必要があると考えております。

続きまして50ページをお願いいたします。

廃棄物処理対策事業でございます。市民、市民団体、事業者の協力を得て、啓発活動や不法投棄パトロールにより、環境美化と不法投棄のないまちなちづくりを推進してまいります。

実施内容でございます。安芸高田市の公衆衛生推進協議会と連携し、不法投棄防止パトロール、不法投棄ごみの回収を実施しております。芸北広域環境施設組合の減免袋を活用し、各地域・市民団体の清掃、美化活動の推進を行っております。吉田町一斉清掃においては、水路からの土砂や空き地からの出た草木の受け入れを行っております。4番目といたしまして市民から不法投棄に関する通報や相談の対応を行いました。

成果でございます。公衆衛生推進協議会などのパトロールで、不法投棄ごみを収集し、環境美化を図った。各地域での環境美化活動は、継続して実施されており、自分たちの地域は、自分たちできれいにするという意識が定着していると思われまます。

課題といたしましては、不法投棄のパトロール、不法投棄ごみの回収は、環境意識の高揚のため関係団体と連携し、今後も継続して取り組む必要があると考えております。

続きまして、51ページをお願いいたします。

事業名、動物管理指導事業でございます。

狂犬病予防法により犬の登録、狂犬病予防注射を実施いたしました。広島県動物愛護センターの指導に基づき、犬猫に関する苦情対応を行ったほか、迷い犬、猫の保護をいたしました。

実施内容でございます。犬の飼い主の注射の便宜を図るため、獣医師の協力を得まして、集合予防注射を年2回、春と秋に実施いたしました。広報及び町別回覧並びに飼い犬登録者へのはがき送付により、集合注射の周知を行っております。登録注射頭数でございますが、登録数が2,128、注射済頭数が1,544、注射の接種率は72.5%となっております。

成果と課題でございます。先ほど申し上げましたように、春と秋に各町を巡回し、注射を行いました。実施率は、県平均が70.6%でございますが、72.5%ということで、それを上回ったものと考えております。野良猫被害対策として、県の補助金を利用して猫除け機を購入いたしました。被害にあっている市民への貸し出しを行っております。

課題でございます。犬猫の飼い方に対する苦情がやはりまだまだあります。飼い主の責任やマナー向上のための広報活動、指導を継続して行っていく必要があるでございます。各町を巡回する狂犬病予防接種は、秋の実

施件数が減少傾向にあるため、今後回数、場所など実施方法を検討する必要があるように考えております。

最後になります。52ページをお願いいたします。葬斎場運営事業でございます。

安芸高田市葬斎場「あじさい聖苑」を指定管理者制度により施設の管理運営を行いました。また、近隣地域との協定に基づき、環境影響調査を実施いたしました。

実施内容でございます。指定管理者は株式会社五輪でございます。指定管理料4,555万8,810円でございます。施設状況、葬儀の場所等は、御一読ください。

成果と課題でございます。「あじさい聖苑」の管理運営は、指定管理者制度を導入しております。利用者アンケートにおいても、葬斎場職員の親切丁寧な対応に高い評価が得られております。市内の葬儀はほとんど民間葬祭事業者が実施しておりますが、葬儀が長時間に及ぶ場合は、施設使用時間、火葬時間、霊柩車の手配等細やかな連携が必要になるため、定期的に葬祭事業者・市・指定管理者による運営協議会を開催しております。それで、意思疎通を図ることができておると考えております。平成27年度で指定管理期間が終了するため、28年度から32年度、5年間になりますが、指定管理者の募集を行い、プロポーザル方式により五輪さんに決定しております。

課題でございます。今後も指定管理者制度で運営していくため、年間維持管理経費等を精査し、指定管理料を検討しなければならないと考えております。葬斎場の利用範囲及び火葬開始時間など施設運営の内容に係る検討を先ほど申し上げました業者等の協議会で検討していただかなければならないと考えております。

以上で、環境生活課に係る説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって環境生活課に係る質疑を終了します。

次に、人権多文化共生推進課の決算について説明を求めます。

八島人権多文化共生推進課長。

○八島人権多文化共生推進課長

それでは、失礼をいたします。

平成27年度決算について、人権多文化共生推進課が所掌しております事業について御説明をいたします。

よろしくをお願いいたします。

主要施策の成果に関する説明を行います。

ページは53ページでございます。

人権会館管理運営事業をお開きください。

これは、市内4カ所の人権会館の行う事業にかかわるものでございま

す。

実施内容は、基本6事業として社会調査及び研究事業、相談事業、啓発及び広報活動事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業、地域福祉事業を行っております。各事業につきましては、主なものにそちらの方に記載をしておりますので、御一読願いたいと思います。

成果としまして、生活上の各種生活相談業務、啓発広報事業などを行い、地域のボランティアなどつながりを持って、人権会館の運営に努めてまいりました。さらに、巡回弁護士相談会を市内6カ所で実施し、有効に利用いただきました。課題につきましては、アンケートの継続を行い、市民のニーズを把握し、受講者の拡大と定着を図り、人権多文化共生推進課と市内4会館がさらに連携し協力体制を図りながら、講演、各種行事の通知方法について、経費削減、効率化を図り、人権啓発事業を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、54ページにあります、人権推進事業の御説明を申し上げます。

人権推進事業につきましては、人権啓発、男女共同参画、青少年育成、多文化共生推進に係る事業が主なものでございます。

実施内容について御説明申し上げます。

(1) 人権啓発推進事業では、人権尊重のまちづくり条例に基づきまして、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成、高揚のために、人権連続講座の開催、また、「こころが“ほっ”とする標語」を募集し、優秀作品の表彰を行いました。今後とも人権会館や法務局などの関係機関や関係団体との連携により、一層の啓発活動を推進したいと考えております。

(2) 男女共同参画事業は、男女が平等に参画できる環境づくりのため、人権講演会並びに男女共同参画講演会を開催し、安芸高田市向原町人権対策協議会と初めて共催事業を実施できました。また、市内4会場を巡回しての男女共同参画リレー講座を開催し、延べ162人の参加をいただきました。人口減少・過疎化の進行する安芸高田市においては、女性のさらなる社会・経済進出により、地域活性化が必要であり、男女が互いに共同できる環境づくりと、意識啓発を推進していくことが大切であるとと考えております。

続きまして(3) 青少年育成事業は、子どもと若者の健やかな育成のために、青少年育成安芸高田市民会議と連携し、安芸高田市青少年育成フェスティバルを高宮田園パラッツォで開催し、市内小中高生の意見発表等を行い、150名の参加を得ることができました。この事業推進には、関係機関、団体との連携が不可欠であり、これからは各支部の活動をお互いサポートする体制づくりが重要になってまいります。

続きまして、(4) 多文化共生推進事業は、多文化共生推進員、多文化共生相談員、ポルトガル語の翻訳員、通訳員、中国語の翻訳員、通訳員を各1名配置し、行政情報の多言語化と相談体制を整備しています。

また、啓発活動として多文化共生リレー講座や多文化共生授業を開催し、啓発に努めるとともに、多文化共生業務をNPO法人安芸高田市国際交流協会に委託し、児童・生徒の日本語及び学習支援事業等を行いました。今後とも、一層の交流活動と啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

以上で、人権多文化共生推進課の説明を終わらせていただきます。

○金行委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって人権多文化共生推進課に係る質疑を終了いたします。

ここで、市民部全体にかかる質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって全体の質疑を終了し、市民部の審査を終了いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時02分 休憩

午後 2時04分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

これより福祉保健部の審査を行います。

概要の説明を求めます。

可愛川福祉保健部長。

○可愛川福祉保健部長 それでは、一般会計における福祉保健部の決算の概要について御説明を申し上げます。

まず、社会福祉課では、平成27年4月に始まった生活困窮者自立支援事業により、生活全般にわたる困り事の相談窓口を設置し、相談者に寄り添いながら解決に向けた支援を行いました。また、障害者福祉の分野においては、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合える地域社会の実現を目指し、第2次安芸高田市障害者プラン、安芸高田市障害福祉計画（第4期）に沿って、施策を推進してまいりました。

子育て支援課では、保育料の第3子以降無料化を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図りました。また、安芸高田市保育所規模適正化推進計画に基づき、少子化などに伴う公立保育所の適正な配置と民間活力の導入を図るため、平成27年4月に美土里町のひまわり保育所とみどりの森保育所の統合、及び吉田保育所の指定管理者による運営を開始いたしました。

学童保育の関係では、八千代町の刈田児童館、根野児童館と、向原町の向原児童館を児童クラブとしての運営形態に変更し、さらに向原町で1施設の児童クラブを増設したことにより、平成27年度はすべての施設で待機児童が発生することなく運営を行いました。

高齢者福祉課では、市民総ヘルパー構想のもと、生活介護サポーターの養成、介護予防事業、地域生活支援事業、家族介護支援事業、安心生活創造事業等、在宅生活を支えるための事業を実施するとともに、在宅での生活が困難となった高齢者の養護老人ホームへの入所処置等、高齢者の福祉の向上に取り組みました。

保健医療課では、乳幼児、重度障害者、ひとり親家庭等に対する医療費の公費助成事業を初め、市民の健康寿命の延伸を目的に、医療機関や地区組織をはじめ、関係機関と連携し、がん検診、健康フェスタやウォーキング事業、生活習慣病重症化予防事業、若年性生活習慣病予防事業などを実施いたしました。

また、医療体制整備事業については、休日夜間の医療機関の開設及び厚生連吉田総合病院の医療設備整備、周辺圏域との連携による救急医療体制の確保に努めてまいりました。引き続き、医療体制の整備を図るとともに、各種保険事業や健康あきたかた21の啓発活動を推進してまいります。

詳細につきましては、それぞれの担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○金行委員長 続いて、社会福祉課の決算について説明を求めます。

佐々木社会福祉課長。

○佐々木社会福祉課長 それでは、社会福祉課が所掌いたします事務事業の平成27年度における決算の概要について説明させていただきます。

平成27年度主要施策の成果に関する説明書、57ページをお願いいたします。

社会福祉総務管理事業でございます。

この事業の主なものは、民生委員児童委員協議会や安芸高田市社会福祉協議会等の活動の円滑化に向けての支援のため、補助金や助成金を交付いたしました。

また、社会福祉法人等指導監査事業として、法人監査、児童福祉施設等の事業監査を実施いたしました。

成果といたしましては、民生委員・児童委員の活動に資するための研修会等を行うことができたこと。

課題といたしましては、地域福祉の担い手である社会福祉協議会とのさらなる密な連携、複雑化、多様化する問題に対応するため、個々の民生委員・児童委員の能力アップを目指し、研修会、専門部会の参加率を向上させる必要があると考えています。

次に、58ページをお願いいたします。

生活困窮者自立支援事業でございます。

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対して、自立を支援するための事業で、平成27年4月から始まった制度です。本市では必須事業の自立相談支援事業と住宅確保給付金に取り組んでいます。昨年度の相談受け付け件数は、32件。問題の改訂に向けての目標や取り組みの相談者や関係者と一緒に考えて計画を立てるプラン作成が3件。住宅確保給付金の支給が1件でした。

成果としましては、生活困窮者に対する支援ができたことが挙げられますが、課題といたしましては、生活困窮者を早期把握し、必要な支援を実施するために関係機関、地域とのネットワークの構築、連携強化の必要があると考えています。

次に、59ページをお願いいたします。

障害者自立支援介護給付事業でございます。

この事業は、平成27年3月に策定しました第2次安芸高田市障害者プラン・安芸高田市障害福祉計画（第4期）に沿って、施策を推進してまいります。

実施内容といたしましては、障害支援区分認定審査会ほか、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業、障害のある人が能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むための支援事業を行いました。

成果としましては、障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実が図られたこと。成年後見制度利用支援や障害者虐待防止対策の取り組み、障害者の権利擁護支援の充実を図ることができました。

課題としましては、障害者等の高齢化が進む中で、成年後見制度の適切な利用についての取り組み、及び地域で支え合う地域支援体制の充実を図ることの必要があると考えています。

次に、60ページをお願いいたします。

障害者自立支援訓練等給付事業です。

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの給付、厚生医療、補装具費等の支給を行い、障害のある方の日常生活、社会生活の支援を行いました。

成果といたしましては、全てのサービス利用者にサービス等利用計画を行うこととなっておりますが、年度末における、サービス利用者における計画作成率は、95.5%とすることができたこと。及び計画相談支援の充実を図ることができ、1人1人のニーズに合わせたサービスの提供に努めることができました。

課題としましては、親亡き後の切れ目のない支援提供ができる仕組みづくり、長期入院入所者の地域移行のための地域定着事業の充実の必要があると考えています。

次に、61ページをお願いいたします。

障害者福祉事業でございます。

この事業は、障害のある人の地域生活の社会参加を支援する事業です。事業内容としましては、重度障害者外出支援事業（お太助タクシーチ

ケット) ほか、外出や通所、通院に要する費用の補助、助成を行いましたほか、障害者団体の活動費補助、在宅障害者介護手当の支給を行いました。また、障害者就労施設優先調達推進事業として、物品8件、役務2件の契約を行いました。

成果としましては、重度障害者支援事業で障害者の日常生活の移動手段の確保や、社会参加機会の拡大を図ることができたこと。障害者就労施設からの優先調達や、平成27年6月から、毎月第3金曜日に、福祉事業所製品の庁舎内販売会、通称あじさい横丁といいますが、を開店し、障害者の就労支援、工賃向上、社会参加、市民の障害者理解に向けた取り組みを行うことができました。

課題としましては、依然として障害者の社会参加での移動の困難さがあることから、現行制度のみならず、公共交通のバリアフリー化に向けた取り組みの必要があると考えています。

62ページをお願いいたします。

障害児福祉事業でございます。

児童福祉法を根拠規定に、児童発達支援や放課後等デイサービスの通所による養育支援、また肢体不自由児通所医療、育成医療により医療費助成を行うことを障害のある子どもの支援に取り組みました。

成果としましては、サービスの利用希望者全員に障害児相談支援を実施し、個々のニーズに応じたサービス提供を行うことができました。また、市内の放課後等デイサービス事業所が2事業所から4事業所になり、年々増加する放課後等デイサービスの利用希望に則して、サービス提供体制が充実しました。

課題といたしましては、障害児のライフステージに応じた切れ目のない支援を実施するため、障害児相談支援の充実と、障害者自立支援協議会等を中心とした関係機関の連携強化を図っていくこと。及び障害児が地域で生活していく上での障害理解のための普及啓発の強化、サポートできる地域体制づくりの必要があると考えています。

続いて63ページをお願いいたします。

特別障害者手当事業です。

国からの法定受託事務である障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の給付義務を遅滞なく行うことができました。

続いて64ページをお願いいたします。

生活保護総務管理事業でございます。

生活保護制度の適正実施及び迅速な対応を図ることを重点を置き、事業を実施いたしました。

最後に65ページの生活保護扶助事業をお願いいたします。

被保護者の困窮の程度に応じた経済的支援を行うとともに、自立助長の観点から個別的需要に即した懇切丁寧な指導援助を行うとともに、乱給・漏給の防止に努め事業を実施いたしました。

平成27年度の保護の動向を見ると、景気の回復の兆しが見られたこと



が影響かと思われませんが、保護世帯、保護人員ともに微減傾向で推移いたしました。

平成27年度末の状況といたしましては、保護世帯数179世帯、保護人員276名で、平成26年度末と比較しますと保護世帯数は同世帯、保護人員は6名の減となっています。

成果といたしましては、生活に困窮し保護を必要とする者に対し、その困窮に応じ必要な保護及び自立支援を行うことができました。ハローワークと連携して、就労支援の結果としては9名が就労開始に結びつくことができました。

また、課題といたしましては、扶助費の削減の観点からも、さらなる就労による自立支援、医療費の適正に向けた継続した取り組みの必要があると考えております。

以上で、社会福祉課に関する歳出決算の概要説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって社会福祉課に係る質疑を終了いたします。

次に、子育て支援課の決算について説明を求めます。

村田子育て支援課長。

○村田子育て支援課長

それでは、子育て支援課の決算につきまして説明させていただきます。

主要施策の成果に関する説明書、66ページをお願いいたします。

子育て支援センター運営事業でございますが、子育てをする保護者の育児や家庭環境に関する不安等についての相談、指導、支援等を実施をいたしました。

平成27年度の実施内容としまして、子育て支援センターの事業としてプレイルームの運営、親子体操、子育て交流会を開催しております。ファミリー・サポート・センター事業と一時預かり、病後児預かりの事業につきましては、24時間保育体制の確立の一環として、安芸高田市社会福祉協議会へ委託をし実施をいたしました。利用者をふやすための方法及び会員の交流会を実施をしております。

平成26年6月に開設した、こども発達支援センターにおきましては、体制の強化のため、正職員1名を配置し、相談業務、親子で参加する教室活動や、保育所支援を行っております。

事業の成果でございますが、プレイルーム利用者、親子体操、子育て交流会参加者からは、事業について好評を得ていることから、今後も子育て世代の交流の場として事業を継続していきたいと考えております。ファミリー・サポート・センター事業と、一時預かり、病後児預かり事業については、利用者増加のため今後の広報に努めますが、ファミリ

一・サポート・センター提供会員は27年度6名増加をしております。こども発達支援センターは職員体制を強化したことにより、事業の充実を図ることができました。

課題としましては、ひとり親家庭等の相談支援等を実施しておりますが、相談件数の増加、相談内容が複雑化しております。関係部局と勤務地に連携をとり、対応をしていく必要がございます。

次に67ページ、公立保育所管理運営事業でございます。

公立保育所9園の管理運営を行う事業で、平成28年3月1日現在の入所児童数は458名でございます。

待機児童数は発生しておりません。

成果でございますが、国の子ども子育て支援新制度につきましては、円滑に新制度に移行し、保育料の第3子以降無料化を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っております。それに伴い、3歳未満児の入所が増加いたしました。待機児童は発生いたしませんでした。

保育所規模適正化推進計画により、平成27年4月より美土里町のひまわり保育所とみどりの森保育所の統合、また吉田保育所に指定管理制度を導入し運営をいたしております。

課題としましては、施設の老朽化と少子化に伴う保育所の適正配置について、引き続き保育所規模適正化推進計画に基づき、推進を図る必要がございます。

次に68ページ、私立保育園支援事業でございます。

私立保育園6園の運営に関する事業で、平成28年3月1日現在の入所児童数は380名でございます。

成果としまして、4点目に書いておりますが、延長保育事業の実施により、保護者の就労支援につながったこと。また保育所職員の研修費の負担により、保育内容の充実を図っております。

課題としまして、私立の保育所も老朽化をしております。建てかえる場合の市の財政援助のあり方を検討する必要がございます。また、労働環境の改善のため、補助制度の充実を図る必要がございます。

次に、69ページ、放課後児童クラブ運営事業でございますが、15施設の運営をしております。平成28年3月1日現在の入所児童数は603名でございます。

成果でございますが、市内に3館ほどございました児童館を平成27年度から児童クラブとして運営をしております。同時に向原町につきましては、毎年待機児童が発生していたことから、1施設増設をしまして、待機のない状態で運営をいたしました。

課題としましては、指導員の確保、資質の向上は常に図っていく必要があること。今後待機児童が発生すると見込まれる場合には、学校の近隣施設の利用の検討が必要となります。

続きまして70ページをお願いいたします。

子育て世帯臨時特例給付金事業につきましては、平成26年4月からの

消費税率の引き上げに伴いまして、子育て世帯の家計への負担を減らすため、平成26年度に引き続き、平成27年度は児童1人当たり3,000円支給を行ったものであります。申請期間、支給者等につきましては記載のとおりでございます。

続きまして71ページ、児童手当給付事業でございます。

中学校を卒業するまでの子どもを養育する保護者に児童手当を支給して、経済的な支援を行うものでございます。年3回の支給を行いますが、支給月額、対象児童数、受給者等は記載のとおりでございます。対象となる受給者に給付できるよう、引き続き努めてまいります。

72ページをお願いいたします。

児童福祉総務管理事業の成果でございますが、児童遊園地の運営管理を行い、子育て環境の維持に努めました。一方で利用者の減少していた向原寺山プールを27年度利用終了後に廃止をしました。また、向原遊園地の遊具の撤去を行いました。

課題としましては、遊具が老朽化しているため、継続的な保守、修繕が引き続き必要であります。利用者が減少している児童遊園地につきましては、廃止の検討、協議をする必要がございます。

最後に73ページ、児童扶養手当事業でございますが、ひとり親、または父母以外の養育者の家庭で生活する状況にある18歳以下の児童がいる世帯を対象に支給をしております。年3回支給をしておりますが、受給者、支給額等は記載のとおりでございます。引き続き、制度の周知と受給対象者の把握、給付に努めてまいります。

以上で子育て支援課の説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって子育て支援課に係る質疑を終了いたします。

次に、高齢者福祉課の決算について説明を求めます。

中野高齢者福祉課長。

○中野高齢者福祉課長

失礼いたします。

それでは、高齢者福祉課の決算について内容を御説明申し上げます。

資料の74ページをお開きください。

介護保険事業でございます。こちらは、総括の欄に記載がございますように、低所得で生計が困難なものに関して介護保険の利用料の減免を行う制度でございます。

実施内容でございます。軽減対象費用といたしましては、介護保険サービスに要する自己負担費用1割相当額及び食費、居住費となっております。こちらの25%を軽減をするものでございます。平成27年度の実績といたしましては、2法人において取り組みを行い、5人の方に対して軽

減を行いました。

成果と課題でございます。平成27年度2施設で対象人数が9名でございました。また、治療対象者は4施設で14名となっております。14名のうち9名の方がこの利用の補助金を受けられておるとい形でございます。近年、事業対象者が減少しておりますけれども、社会福祉法人の施設に対して、法に基づいて補助金等を交付して実施を行います。

続きまして76ページをお願いいたします。

在宅福祉事業でございます。

総括の欄にございますように、おおむね65歳以上の支援が必要な高齢者の方々の在宅生活を継続する上で必要なサービスを提供し、その生活を支えることを目的としております。

実施内容でございます。委託料の主なものを御説明申し上げます。寝具類乾燥消毒サービス、こちらは19名の方に対して年間200件の寝具類の乾燥消毒サービスを行っております。配食サービスの委託料、こちらは年間1万1,962食を298名の方々に對して、提供を行っております。生活介護サポーター養成事業、こちらは昨年18名の受講者がございまして、事業実施以来491名の生活介護サポーターが誕生をしております。生活サポート事業委託料、こちらは生活介護サポーター養成講座のうち安心生活創造事業の登録訪問員として活動いただいている方々に対する支援でございます。341人の方が358名の方々に安否確認等の支援を行っております。

続きまして負担金補助金でございます。安芸高田市シルバー人材センター補助金3,048万円を交付しております。老人クラブ連合会補助金、こちらは80団体に対して補助金763万円を交付しております。加入者人数は3,198人となっております。敬老事業助成金でございます。こちらは35団体に対しまして、それぞれの団体が行います敬老事業に対して助成を行っております。続きまして、地域介護予防住民グループ支援補助金でございます。こちらはふれあいサロンの活動助成ということで、延べ年間877団体、参加者1万719人のふれあいサロンの活動に対して助成金を交付をしております。

成果と課題でございます。2点目でございます。老人クラブやサロン、シルバー人材センター等に補助金を交付することによって、高齢者は地域で活動し生きがいを得る一助となっているというふうに認識をしております。

課題でございます。今後、後期高齢者の増加が見込まれるため、サービスの質・量について増加が予想されますので、精査をすることが必要というふうに考えております。

続きまして77ページをお願いいたします。

老人保護措置事業でございます。

経済上・環境上の理由によって居宅で生活が困難な65歳以上高齢者を養護老人ホームへ措置入所を行うことを目的としております。平成27年

度は新規で3名の方が措置を行いました。また28年3月31日現在、安芸高田市が措置を行っている者は49名となっております。

成果といたしましては、経済上・環境上の理由によって居宅で生活することが困難な高齢者等の生活をする場を確保できたと考えております。

課題といたしましては、2点目でございます。入所後、措置継続が困難な状況になられた方について、退所した場合の身元引受先がない等の理由で措置解除をすることが困難となっております。これにつきましては、入院等が必要になりました場合に、医療機関では身元引受人というのを要求される場合があります。その身元引受人がなかなかいらないということで、措置解除がなかなか難しくなるといった状況が最近ふえてきておるとい状況でございます。身元引受人につきましては、原則親族の方がなれるようになっております。市または安心生活創造事業で支援いただいとる方はなることはできないようなものでございます。

最後に、78ページをお願いいたします。

社会福祉施設の運営事業でございます。

こちらは、高宮町高齢者生産活動センターの指定管理を行っております。

成果といたしましては、高宮町高齢者生産活動センター老朽化に伴いまして、廃止が決定をしております。廃止後の活動のあり方について、関係団体と協議を行ってきたところでございます。

課題といたしましては、移転先のほうに希望が出ております。こちらについての利用者のほうと協議を進めて円滑な移転ができるようにしていく必要がございます。

以上で高齢者福祉課の主要事業についての説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

前重委員。

○前重委員

介護保険の関係になると思うんですが、この27年度を終了した時点での今の子どもさんであれば待機児童数はゼロということでございましたが、高齢者にかかわる老人ホームへの入所者の待機者数は今現在この市内におきましては何人ぐらいおられるような状況になってますか。ここにその辺指数が書いてないので。

○金行委員長

答弁よろしいですか。

井上高齢者福祉課介護保険係長。

○井上高齢者福祉課介護保険係長

先ほどの質問でございますけども、平成28年3月31日現在におきまして、安芸高田市での待機者が実人数としまして234名でございます。

○金行委員長

前重委員。

○前重委員

234名ということでありましたよね。これ大体は1施設ですね、大体まあ各町に施設が何施設かあるという形になろうかと思いますが、大体平均的には待機者数がこの6で割ったような指数になるのか、そういう形はど

う受けとめられておりますか。

○金行委員長 井上介護保険係長。

○井上<sup>高齢者福祉課介護保険係長</sup> 先ほどの質問でございます。先ほど234名というのは実人員でございます。調査の結果複数の施設にかけ持ちで待機をされておられる方がおられますので、単純にこの6で割った数字よりは若干多くなると思います。

以上です。

○金行委員長 よろしいですか。

前重委員。

○前重委員 このところをしっかりと把握をされまして、というのがこれ以上の施設というのが難しいような状況になってまいりますので、2025年が一番ピークを迎えるという形の中で、今のこの待機者をどう対応していくか、これを今の現状ではもうこれをふやさないような状況にしていくというのはもうなかなか難しいと思うんですよ。そういう中で、やはり施設がこれを待機をされとる方々をいかに在宅でいう話は国はしとるわけなんです。しかし現実今はそういう施設をお願いをしないとなかなか難しいような状況になってると思うんですよ。

今後、やはりただ単にこんだけの待機がおられるいうんじゃないに、これをどう対応してやるか。また費用的な形ですよね。介護保険のほうも今保険料の施設等がふえればふえる分、そこにお金がかかってくるという話もありますので、そうしたところを含めてある程度、28年度にスタートして29年度、30年。また第5次の福祉計画の位置づけになってくると思います。またそれにはいろいろな日常の関係とか、入ってくると思いますので、こういう方々の対策、対応ですよね。しっかりと受けとめていただいて、指数の極力減るような方向になっていけばいいのかなと思います。その辺についてのお考え、またこれからやはり施設の老朽化も含めてその中には新しく施設をやり変えるようなところも今後あるかと聞いとるんですが、その辺の対策といったものは今の計画の中でお考えあれば、あるんですかね。高美園とかがある程度そういうホームの増設をされた。また今後そうした増設とかいう方向的なものが出てくるのかどうか、再度お聞きします。

○金行委員長 ここで途中でございますが、55分まで休憩して答弁をいただきます。55分まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時39分 休憩

午後 2時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長 休憩を閉じて、再開します。

先ほど質疑に対しての答弁を求めます。

中野高齢者福祉課長。

○中野高齢者福祉課長 ただいまの御質疑に対して御説明申し上げます。

まず、施設の増床の計画でございますけども、安芸高田市の第6期介護保険事業計画、平成27年から29年の期間としております。こちらの計画の中で30床の増床の計画をしております。現在、増床計画にもある社会福祉法人と、改正時期、場所等につきまして協議を進めておるところでございます。

続きまして、特別養護老人ホーム入所申し込み者を減らしていこうという御質疑についてでございます。

特別養護老人ホームの入所申し込み者につきましては、昨年462名の入所申し込み者が今年度234名に減っております。これは、突然に元気の方がふえられて減ったわけではございません。特別養護老人ホームの入所申し込み基準が要介護3以上、原則要介助3以上となったために、要介護2以下の方がはじき出された結果、減ったものでございます。逆に言いますと、このはねられました方につきましては、現在安芸高田市が行っております生活介護サポーターあるいは安心生活創造事業、あるいは地域の助け合い、こういったものによって地域の生活を維持していただくという形で、今後も進めてまいりたいと思っております。

また、たくさん入所申し込みをいただいておりますけども、こういった方々に対しまして、今年度モデル的に設置をいたします生活支援員、こういった方を配置いたしまして、実際どのようなことで生活に不便、苦労があって入所申し込みがされたのか。どういったことがひとり暮らしに必要なのか。こういったことを調査をいたしまして、今後の在宅生活の拡充充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○金行委員長

よろしいですか。

前重委員。

○前重委員

わかりました。

介護保険を特別会計で聞く形になって済みません。介護保険という事業でちょっと項目がありましたんで、ちょっとその辺は訂正をさせていただいております。

今言われたように、見直しがあった中で、460人というのは以前聞いたわけなんですよね。234人になったと。ということで、なかなか今の在宅でというのが今調査をこれからしていくという方向の中では、まあその見えてくる姿が出てくると思いますので、その辺に対してどういう対策を打っていくか。これがまだ29年、30年に対しての形で事業が出てくるのかなと思います。

あと1点、最後に、これ市長さんにお伺いしてみたいんですが、この安芸高田市としてはやはり在宅でいくのか。いやそうじゃないよ、うちはもっと施設が充実してるから施設をある程度中心的に考えていくんだよと。そうしたところを今後の考え方、方向性、市長さんのお考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○金行委員長 浜田市長。

○浜田市長 私の考えと言うよりか、国と県が入る基準を、悪いものは悪いんだという、しっかりと判定に基づいてということしか補助金は出さんということなんで。あと見るようになったらやっぱり一般財源使って充当せにゃあいけんようになる。実際問題とすれば、やっぱり悪い人は悪いように把握して、ちゃんと見てあげると。そのためには、先ほど申しましたように、生活支援って言うてるんですから、何でもえんですよ。ふつうの嘱託員でもえんですから。誰かが、しっかりライフスタイルを把握してですね。おばあちゃんが今あなたは畑の状態だから、たまたま。次はデイサービスこうですよ。最後は施設あきますよと。これをやればね、今の先ほどの申し込み者100人も減っちゃうと思います。それをしっかりと安心をさせてあげるということを今からやるんです。

ただ、施設側からだったらですね、今度介護費がどんどん上がってしまいうんで、あと迷惑かけるので、やっぱり経過に応じた介護の仕方を安定的にやってあげるといことですね。ライフスタイルを把握すると言っているんですけど、これを徹底してやらにゃいけんといことなんです。

これまで合併してから全然こういうことやってないんで、新たな施策としてやりたいという。これ、どういう仕組みでやるかというのは、それをやらないとですね。ここまでの効率的なことはできんと。国の方向はできれば施設じゃなしに、在宅とか、地域包括ケアとかいうように、そういうことにふってくると思いますので。たとえそういうことできんにしても、やるにしても、実態をしっかり把握しとかんとね。

市民の方々が帰れるところへ帰られたら、最期はちゃんと見てあげるとい仕組みをつくっていきたいと思っています。全部施設というんじゃないに。私単独で言っても、市民の方に迷惑かけるようになるんで。絶対にそういうことはしていかないといけない。だから、今までの福祉のやり方を抜本的に頭を変えていかにゃいけんといことなんです。そしたら、安心して介護保険上がらんでも、市独自で見てあげるといことができる。

だから、親としゅうとめと仲悪いけえ、いるようなことは今度ではできんと思うんで、そこは説得しながらしていきたいと思ってます。

これが生活支援員のライフスタイル把握する大きな意味がございしますので、御理解してもらいたいと思います。

施設を全部つくっていくのもいいんですけど、これは保険料とかへ響いてきますんで、そういうことよりかはむしろ市民の意識改革というのをやりたいと思ってます。悪くなったら確実に見てあげるとい仕組みをつくっていきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○金行委員長 ほかに。

前重委員。



- 前重委員　　そういう形であれば、これをライフスタイルをしっかりと把握をさせていただいて、次の29年度、30年度に向けてある程度そういう方向性が見えるような事業をお願いしたいと思います。
- 終わります。
- 金行委員長　　ほかに質疑ありますでしょうか。
- 〔質疑なし〕
- 金行委員長　　質疑なしと認め、これをもって高齢者福祉課に係る質疑を終了いたします。
- 次に、保健医療課の決算について説明を求めます。
- 稲垣保健医療課長。
- 稲垣保健医療課長　　失礼いたします。
- それでは、保健医療課が所管しております一般会計にかかわる決算について説明をさせていただきます。
- 初めに、医療保険系の事業について説明をいたします。
- 80ページをお願いいたします。
- 乳幼児医療公費負担事業につきましては、0歳から就学前までの県費助成対象者数は1,286人で、小学生から中学生までの単市助成対象者数は、1,992人です。
- 成果としましては、当市は受給資格認定において所得制限なしで行っており、子育て世代の経済的な負担軽減や定住促進に寄与しているものと考えております。
- 課題でありました受給対象者の拡大につきましては、本年度8月から対象年齢を15歳から18歳までに拡大をしたところでございます。
- 続きまして、92ページをお願いいたします。
- 重度心身障害者医療公費負担事業につきましては、受給者1,268人に対する医療費の助成です。
- 続きまして93ページをお願いします。
- ひとり親家庭等医療費公費負担事業につきましては、受給者325人に対する医療費の助成です。
- 課題としましては、重度心身障害者医療公費負担事業、及び、ひとり親家庭等医療費公費負担事業ともに、所得制限があり、すべての対象者に負担軽減が行われてない点でございますが、今後も県の制度改正に応じて、事業実施を行ってまいりたいと考えております。
- 94ページをお願いいたします。
- 後期高齢者医療事業につきましては、広域連合負担金、後期高齢者健診委託料が主な内容です。
- 成果としましては、当市は総合健診、人間ドック健診、個別医療機関健診とも希望者が受診できる体制を整えており、自己負担についても、国保の方と同様の条件で行っております。
- 課題としましては、後期高齢者の口腔ケアの重要性が指摘されておりますので、実施方法や財源確保等を今後検討していかなくてははいけません。

ん。

続きまして、健康推進系の事業について説明いたします。

戻っていただきまして、81ページをお願いいたします。

健康づくり事業につきましては、健康あきたかた21推進協議会や食生活改善推進協議会等の啓発活動が主な内容になっております。

続きまして、82ページをお願いいたします。

保健センター運営事業は、市内の保健センターなど4施設の維持管理料が主なものです。

課題としましては、ふれあいセンターこうだの譲渡について、指定管理者である安芸高田市社会福祉協議会と具体的な協議を進める必要があります。

83、84ページをお願いいたします。

成人健康診査事業と成人支援事業につきましては、がん検診、若年性生活習慣病予防事業、中高年歯科健診事業、健康フェスタ、プール健康教室、湧永庭園ウォーク等行っております。中でも若年性生活習慣病予防事業につきましては、血液検査を受けた割合が昨年度が初年度でしたが、26年度には83.6%に対し、平成27年度は86.4%と増加しております。また、保護者の皆様からは生活習慣を見直すよいきっかけとなったことや、子どもとの会話やきずなが深まったなどといったような感想もいただいております。

課題としましては、この若年性生活習慣病予防事業は来年度からは中学生も対象としておりますので、事業構築とより多くの児童、保護者を対象に他学年への波及などが挙げられます。

続きまして、85ページをお願いいたします。

精神保健事業につきましては、自殺死亡率が広島県に比べて高いことから、人材育成事業や普及啓発事業、家庭訪問等中心に行っております。

86、87ページをお願いいたします。

母子健康診査事業、及び母子保健事業につきましては、妊娠期から出産、子育て期へと切れ目のない支援を行っております。健康診査や、家庭訪問、相談や教室のほか、不妊治療費の助成等も行っています。

課題でありました不妊治療費助成の上限額につきましては、本年度4月から上限額なしに拡大したところでございます。

88ページをお願いします。

歯科保健事業につきましては、園児の歯科保険教室や妊婦歯科定期健診等が主なものでございます。

89ページをお願いいたします。

診療所運営事業につきましては、川根診療所、医師派遣委託料が主なものです。

課題としましては、川根診療所の利用者の減少等が挙げられます。

90ページをお願いいたします。

医療再生整備事業につきましては、休日夜間の医療機関の開設及び吉

田総合病院の医院設備整備、周辺圏域との連携による救急医療体制の充実を図ることができました。

91ページをお願いいたします。

予防接種事業につきましては、子どもの予防接種や高齢者を対象とした定期予防接種を実施しております。保健事業全般にわたる今後の課題としましては、各種事業や健康あきたかた21啓発活動を通じて、市民の自助を促し、望ましい健康向上をする人をふやす取り組みを継続的に実施ということであると考えております。

以上で要点の説明を終わらせていただきます。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって保健医療課に係る質疑を終了いたします。

ここで、福祉保健部の全体に係る質疑を行います。質疑ありませんか。前重委員。

○前重委員

お聞きするんですけど、これ27年度に限ったことではないんですが、26年、25年からも多分声は上がってきていると思いますが、各団体ですよ。補助団体の中で、身体障害者の福祉協会の団体とか、老人クラブの団体、また遺族会の団体とか、保護司会の団体、いろいろなそういう団体がございます。そうした方々がやはり事務的に連絡をとったり、書類を交わしたり、いろいろな協議をするときの、早く言えば事務所ですよ。こうしたところの位置づけがどこかにはできないものなのか、私たち委員会もそういう団体との協議の中ではそういう事務の関係がどこかに設置ができないかという意見もお聞きさせていただいております。これは、過去からの関係であると思うんですが、そうしたところに向けての検討とかいうものはこれまでになされてこられましたでしょうか。また、そういう対策、そこら辺はやはりどんどん高齢化になってきております。ただ、職員さんがそこに位置づいて、すべてができる状況にはなっていないですよ。どんどんこれは弱小、スリム化になってきているという中で、市としてそういう考え方、検討はどうされておりますか。

○金行委員長

決算とは直接じゃないですが、関連はしておりますので、答弁ができるようだったら、その方向性だけを答弁をお願いします。

可愛川福祉保健部長。

○可愛川福祉保健部長

前重委員の御質疑でございますけれども、確かにいろんな団体の中で会員が減少したり、あるいは年齢が高くなったりするということで、その運営が難しい状況というのは全体的な中で感じております。具体的に市のほうでそれを肩がわりするってということに現在のところなっておりませんが、それぞれ福祉保健部にも関連する団体たくさんご

ございますけれども。こちらから、どうですかとまでは言っておりませんが、個々には御相談をいただいているところもございます。その相談内容に寄り添うっていいですか、その中でできることがないだろうかということで、お助けできる場所に関しては、少しだけでもという思いは持っておりますし、一部そういうこともやっておりますが、今後もそういう部分について、しっかり考えていかなければならないとは思っております。ただ、すべてを私のほうでということにはなりませんので、御相談を受けながらよりよい方法が考えられないか。よくよく検討していきたいと思えます。

○金行委員長 前重委員。

○前重委員 済みません。決算のある程度、これも補助金が出るとということで、理解をいただいております。

そういった声が上がっているということは御理解いただければと思うんですね。やはり、補助金もああやって市のほうからはある程度いただいている。しかし、現実その中ではある程度努力はされております。そういう団体はですね。ただ、そういうところも解散をされるということも出てきたり、もう聞いておりますので、しっかりとその辺はその方向性をしっかり協議を団体側ともっていただきたい。で、あいとる部屋があればそうした形で利用をできるような範疇でお願いしたい、ということをお願いをしときます。

終わります。

○金行委員長 ほかに質疑ありませんか。

玉重委員。

○玉重委員 全般で保育所の施設も少子化を今後見据えて、老朽化も踏まえて、統廃合を考えるという課題があったり、今先ほどの部門でも、小児の救急医療体制が未整備となっており、近隣の医療機関に依存しているため、小児救急の確立が課題となっていると、課題では掲げられとるんですよ。まあ、そうした中財源も今厳しい状況なので、こういうのを対応していこう思うたら、かなりのお金がかかるかなとは思いますが、本当に小児科、救急対応等、これは市長に問うような形になるんかと思うんですが、また子どもが減るとるんで、そこらの統廃合も考えていかにやいけんというのは、目先の現実を見ればそうなるんですが。

一方では、総合計画では、出生率1.8、国もですけどね、まあそうやってふやしていこうというて、人口ビジョンもそういうふうに掲げられとるわけですね。真逆の動きになってきよるような感じがあるんですが、出生率上げていけば、今後は子どもがふえていくということになった場合に、本当にふやしていく上では今いうこういう課題を小児科夜間対応とかもしていかとふえていかなのじゃないかいうのもありながら、一方では課題で少子化が現状なんで、老朽化もあって統廃合進めていくいう、ちょっと矛盾したところで市長も大変かじ取りが難しいとは思いますが。市としては今後そこらを予算づけも踏まえて、どっちへ向かってい

くんかですよ。いうほうをちょっとお伺いします。

○金行委員長  
○浜田市長

浜田市長  
定住対策の中で小児科というのは非常に要望が強いんですね。去年からも一応県とも話をしてるんですけど、県の言い分は、これ言い分ですよ、勝手な。三次と一緒になるとるから、あっちで診てくれというんですね。だからうちでやれば医者数が足らんいうんです。1人じゃできんでしょ、あれ。24時間やろう思うたら、2人とか3人要ります。だから、なかなか県レベルでは、いわゆる一緒にすることによってやっていこうということなんですけど、それ不満足なんですね。そのこと踏まえながら、民間を含めた取り組みも検討していかんかと思っておりますよ。

大前提は、ちゃんと安芸高田市の方が小児科を使ってくれるということがないと、やっぱりこれ成り立たないので、これよりも市民の方理解してもらわないけん。ただ、つくれつくれじゃなしに、三江線と同じように乗らなきゃいけないわけですから。そこらのところは理解してもらいたい。これからも調整していきたいと思っております。今度は民間を含めて考えていきたいと思っております。県も言ってますけど。県は、今の位置づけはそうです。救急の二次救急についてはあっち行けとかね。非常に我々にとっちゃ非常に心もとない返事してくるわけなんですけど、このハードルをこれから崩していかんかと思っております。そのためには、市民の後押しが要るということは御理解してもらいたいと思っております。行政任しといたら大丈夫というんじゃないんで。ハードル高い話なんで、これからもよろしくお願ひしたいと思っております。しっかり動いてます。

○金行委員長

ほかに質疑ございますか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって全体質疑を終了し、福祉保健部に係る一般会計決算の審査を終了いたします。

入れかえのため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時18分 休憩

午後 3時19分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長

休憩を閉じて、再開いたします。

ここで、認定第1号の審査を一時休止し、福祉保健部に係る特別会計決算の審査に移ります。

認定第2号「平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。

概要の説明を求めます。

可愛川福祉保健部長。

○可愛川福祉保健部長

それでは、国民健康保険特別会計決算の概要について御説明を申し上げます。

平成27年度収支決算は、歳入が43億431万1,957円、歳出が40億393万

2,295円で、歳入歳出差引額は3億37万9,662円でございます。平成27年度末の加入世帯は4,400世帯、被保険者数は6,807人でございます。保険者として被保険者の資格管理や保険給付、国民健康保険税の賦課、収納業務に加え、生活習慣に起因する糖尿病性腎症の予防を目的とした生活習慣病重症化予防事業をはじめとする健診結果と、診療情報を活用した安芸高田市国民健康保険データヘルス計画による保険事業等を効果的に実施し、被保険者の健康寿命の延伸と医療費適正化に向けた取り組みを進めました。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○金行委員長

続いて、要点の説明を求めます。

稲垣保健医療課長。

○稲垣保健医療課長

それでは、国民健康保険特別会計についての決算状況について御説明をさせていただきます。

説明に使用する事務事業評価シートは、国民健康保険特別会計運営事業及び保健事業の二つでございます。

それでは、96ページをお願いします。

国民健康保険特別会計におきましては、資格異動、保険給付、収納率の向上、医療費の適正化対策等に関する事業を実施しております。

なお、御承知のとおり、国保税の賦課収納業務は税務課が担当しております。

被保険者数は、平成27年度末現在で6,807人でございます。

市全体の人口に占める割合は、23.2%で市民の約4人に1人が国保の被保険者という状況にあります。

続きまして97ページをお願いいたします。

保健事業につきましては、市の総合健診、人間ドック健診、個別医療機関健診において、特定健診やがん検診を実施するとともに、健診結果に応じて、医療機関への受診勧奨や生活習慣病発症予防を目的とする特定保健指導、糖尿病や慢性腎臓病の重症化による人工透析発症予防を目的とした生活習慣病重症化予防事業や、ジェネリック医薬品差額通知等を実施し、被保険者の疾病の早期発見、早期治療を推進するとともに、医療費の適正化に取り組んでまいりました。

国民健康保険特別会計全体の決算額は、40億393万2,295円で、のうち保険給付費は前年度より約4,500万円減少の24億3,868万4円となっております。

成果でございますが、受診開始の取り組み等により、特定健診受診率は50.2%、県内1位でございます。特定保健指導実施率は34.5%と、それぞれ目標値には達しておりませんが、高い率を維持しており、市民の健康意識の向上にもつながっているものと考えております。

また、生活習慣病重症化予防事業やジェネリック医薬品差額通知事業などのデータヘルス計画に基づく事業等の医療費適正化の取り組みもあって、1人当たり医療費の対前年比が101%と伸びを抑制しているところ

が成果としてあらわれております。

ちなみに、1人当たり医療費なんですけど、平成21年度から平成23年度までは平均して6%から9%程度上昇しておりました。平成23年度から平成25年度までは1%から2%とだんだんと上昇幅が抑えられてきております。という経過があります。

この事業の関連でございますが、特定健診受診率、特定保健指導実施率ともに、数値目標には到達してないことや、生活習慣病重症化予防事業等の保健事業の対象者のうち、参加を希望されない対象者への支援など、難しい課題が多くありますが、被保険者の事業を促し、望ましい保健行動をする人をふやすため、粘り強い継続した取り組みを行っていきたいと考えております。

次に、平成30年度からの国保の県単位化に関する進捗状況でございますが、現在市町が、資料はございません。すいません。現在、市町が個別に運営しております国保は、30年度から県が財政運営の責任主体となり、市町とともに運営を行うこととなります。現在も市町、市長、町長レベルの協議の場として広島県国民健康保険の県単位化推進協議会や、担当課長レベルの協議の場として広島県国民健康保険広域化等連携会議及び保険料、国保運営方針、電算システムの3つの検討ワーキングにおいて継続的に協議が進められています。

また、今年度末までには30年度からの統一的な国保運営方針素案がまとめられるとともに、納付金や標準保険料率の試算等が行われる予定となっております。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認めます。

以上で、認定第2号「平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」の審査を終了いたします。

次に認定第3号「平成27年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計の決算の認定について」の件を議題といたします。

概要の説明を求めます。

可愛川福祉保健部長。

○可愛川福祉保健部長

それでは、後期高齢者医療特別会計決算の概要について、御説明を申し上げます。

平成27年度収支決算は、歳入が4億1,688万4,288円、歳出が4億789万775円で、歳入歳出差引額は899万3,513円でございます。

加入状況は、年度末現在で6,485人でございます。

運営につきましては、県内の全市町が加入する広域連合を設立して実施をいたしております。

平成27年度における一人当たりの医療費は、広島県は108万1,687円、本市は91万5,499円と約16万円低い状況となっております。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○金行委員長

続いて、要点の説明を求めます。

稲垣保健医療課長。

○稲垣保健医療課長

それでは、事務事業評価シート95ページをお願いいたします。

決算額は4億789万775円で、前年度対比95.8%となっております。

被保険者数につきましては、年度末現在で6,485人と前年度より45人の減少となっております。

市の事務といたしましては、各種申請窓口事務、保険料徴収事務が主なものでございます。

保険料率につきましては、2年ごとの見直しとなっております、平成26年度から平成28年度までは、均等割が年額4万4,032円、所得割が8.43%でございます。

成果といたしましては、滞納整理実施計画書に基づき、特に新たな滞納を生じてないため、現年度分の徴収を強化し取り組みを行いました。

課題としましては、75歳の年齢到達により、国民健康保険から後期高齢者医療保険制度の適用になることを認知しておられない場合や年金からの特別徴収から納付書などによる普通徴収に変わった場合に滞納になることもあり、制度や保険料納付方法について、引き続き世にわかりやすい周知を行っていく点でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認めます。

以上で、認定第3号「平成27年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」の審査を終了いたします。

次に、認定第4号「平成27年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。

概要の説明を求めます。

可愛川福祉保健部長。

○可愛川福祉保健部長

それでは、介護保険特別会計決算の概要につきまして御説明を申し上げます。

平成27年度収支決算は、歳入総額44億1,746万5,406円、歳出総額42億7,570万6,374円で、歳入歳出差引額は1億4,175万9,032円でございます。

平成27年度末現在65歳以上の1号被保険者は1万1,199人、うち要支援介護認定者は2,704人でございます。

また、平成27年度におきましては医療、介護の連携と支え合いの地域づくりを進めるため、地域包括ケア推進協議会を中心に、地域包括ケア



システムの確立に向けて取り組みを行いました。

また地域包括支援センターは、平成27年度から安芸高田市社会福祉協議会に委託し、介護予防ケアマネジメント、高齢者の虐待、権利擁護等の内容を含む総合相談の受付、対応や、介護支援専門員に対する指導支援などを行っております。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○金行委員長

続いて、要点の説明を求めます。

中野高齢者福祉課長。

○中野高齢者福祉課長

それでは、資料の75ページをお願いいたします。

介護保険特別会計にかかわります事務事業評価シートでございます。

平成27年度実施内容の欄をごらんください。

先ほど部長のほうから御説明がございましたけども、平成27年度から安芸高田市社会福祉協議会へ地域包括支援センターの業務を委託を行っております。

昨年1年間の利用実績といたしましては、相談件数が387件ございました。同時期、安芸高田市役所のほうで高齢者福祉課のほうで受けました相談が343件ございました。委託事業の初年度ということで、まだ市民の方々への周知が十分でなかったかなというふうに考えております。今後、周知が進むにつれて、包括支援センターへの総合相談件数がふえてくるものと予想をしております。

続きまして、高齢者虐待への対応でございます。

通報件数、通報の受理件数は20件ございました。実人数で18名でございます。そのうち4件を虐待の事例があるということで、特別養護老人ホームあるいは養護老人ホーム、医療機関等へ分離を行い、虐待等が継続発生しないような行いをとっております。残りの14名の方につきましては、虐待の事実が確定できなかったということで継続的に見回り、あるいは安否確認等の調査を行っております。

続きまして、平成29年度から新しい総合事業の移行に向けたプロジェクト会議を開催をいたしまして、医師会、介護サービス事業者、民生委員、社会福祉協議会等医療介護の専門の代表者等で構成されます安芸高田市地域包括ケア推進協議会を開催し、地域包括ケアの推進、確立を図ってきたところでございます。

次に、介護予防事業につきましては、一次予防事業として介護予防教室や健康運動推進員養成研修を実施をいたしました。介護予防の推進とリーダー育成を行ったところでございます。

また、認知症予防の講演会等開催をいたしまして、認知症、介護予防の普及啓発を行ってまいったところでございます。

次に、介護保険についてでございます。

平成28年3月末における第1号被保険者数1万1,199名、前年同時期が1万1,052名でございましたので、147名65歳以上の第1号被保険者が増加をいたしております。一方、認定者数は2,704名、前年同時期が2,737名

でございましたので、33名減少をしてきております。これは、比較的年齢の若い前期高齢者の方々がふえたことにより、認定者数が減少、また65歳以上の高齢者数は増加といった形になってきております。

続きまして、サービスの利用状況につきましては、居宅介護サービス、つまり在宅でサービスを受けられる方でございますが、月平均1,634名でございました。平成26年度が1,657名でございましたので、月平均で23名減少しております。

一方グループホーム等の地域密着型サービスを利用している方につきましては、月平均149名と、平成26年度に136名から月平均13名増加をしております。

また、特別養護老人ホームなどへの施設へ入所しておられる方につきましては545人と、前年の月平均541名と比較をいたしまして4名ほど増加をしておるという状況でございます。

サービス給付費の状況につきましては、実施内容の下段のほうに記載をしておりますとおりでございます。サービス給付金につきましては、平成26年度は約40億6,800万円でございます。平成27年度は40億300万円と前年度と比較いたしますと若干の減少がございます。これは、後期高齢者数の減少と介護保険報酬の単価の引き下げによるものと考えられます。

次に、成果と課題でございます。地域包括ケアの推進が大きな課題となっておりますが、現在地域包括ケア推進協議会を中心に、地域包括ケアの体制の構築を図っております。地域包括ケアは1年、あるいは2年といった短期間で達成できるものではないというふうに考えております。これまでの安芸高田市のさまざまな取り組み、そしてこれからの安芸高田市の取り組みを通じまして、高齢者の方々安心して生活できる地域包括ケアの体制に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上で、介護保険特別会計に関して概要説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認めます。

以上で、認定第4号「平成27年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について」の審査を終了いたします。

次に、認定第5号「平成27年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。

概要の説明を求めます。

可愛川福祉保健部長。

○可愛川福祉保健部長

それでは、介護サービス特別会計決算の概要について御説明を申し上げます。

平成27年度収支決算は、歳入総額190万4,057円、歳出総額190万4,057

円で、歳入歳出差引額は0円でございます。

介護保険認定者のうち、要支援1、要支援2の高齢者の介護サービス計画を作成し、要介護状態にならないように支援を行うものでございますが、平成27年度からは当該事業を安芸高田市社会福祉協議会に委託をしております。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○金行委員長

続いて、要点の説明を求めます。

中野高齢者福祉課長。

○中野高齢者福祉課長

失礼いたします。

介護サービス特別会計につきましては、事務事業評価シートのほうを作成をいたしておりません。これは、当該特別会計、介護サービス事業につきまして、平成27年、平成28年の3月で事業を完了いたしまして、社会福祉協議会に委託をしたため、27年度の事業の実績がないということで、事務事業シートのほう作成をしておりません。

今回は決算書のほうで御説明を申し上げます。

決算書の227ページをお願いいたします。

歳入でございますけども、介護予防給付費収入ということで、介護予防サービス計画費収入とございます。こちらは、要支援1、及び要支援2の方の介護予防サービス計画を策定したところに対しまして、国保連合会が委託費用として収入をするものでございます。こちらは3月にサービス計画を策定いたしましたものが、4月に国民健康保険連合会のほうで審査を受けまして5月に交付決定がなされます。そのために、平成26年度の3月、平成27年3月に事業を実施したものが翌年の5月になって収入として上がってくるものでございます。こちらの介護予防サービス計画費の収入が190万3,980円でございます。

続きまして、229ページ、230ページをお願いいたします。

歳出でございます。サービス事業費、介護予防支援事業費でございます。決算額は、60万840円となっております。こちらは介護予防サービス計画を策定いたしますときに、一部を直営ではなく介護予防サービスの事業所のほうに委託をする場合がございます。こちらの委託料、介護予防サービス事業所に計画の作成を委託をした委託料54万780円を支出をしております。これは、27年度3月に実際は作成をしていただいたものでございます。

使用料及び賃借料につきましては、車及び事務機器の使用料を挙げております。

諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金130万3,217円でございますが、こちらは歳入から委託料、そして使用料、償還金利息割引料等を引きまして、一般会計から3月において、いわゆる立てかえというような形で受領をしておったお金につきまして、一般会計に返戻するものでございます。

以上で介護サービス特別会計の決算についての説明を終わらせていた

だきます。

○金行委員長 以上で説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑ありませんか。  
〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認めます。  
以上で、認定第5号「平成27年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について」の審査を終了し、福祉保健部の審査を終了いたします。  
以上で、本日の日程は終了いたしましたので、これにて散会いたします。  
次回は、27日午前9時より再開します。御苦労でした。

~~~~~○~~~~~

午後 3時45分 散会